

認定基準 3

3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）

(1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目的単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。ただし、短期大学の専攻科にあっては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

▼実地視察報告書より

- 平成30年度入学生に適用する教職課程について、教職課程の変更を行った結果、教育職員免許法に定める最低修得単位数を満たす科目が開設されていない状況となっていたことが確認された。法令違反の状態となることのないよう適切な手続きを行うとともに、教職課程を点検する全学的な組織及び体制の構築に努めていただきたい。
- 教職課程は、教員免許状という資格を授与するための課程であり、教育職員免許法施行規則において定められている内容は必ず扱うことが必要であるが、必修であるべき授業科目が、選択授業科目として取り扱われている状況が一部見受けられた。再度確認の上、法令で定められた事項を必ず学習するように是正すること。
- 2号様式に計上されている「教職に関する科目」の一部の授業科目が学生便覧に記載されておらず、適切に開設されているかどうかを確認することができなかった。教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準に基づき、必要な授業科目を適切に開設することが必要である。各種規程を再度確認の上、整合させるとともに、適時適切に各授業科目を開設すること。
- 教職課程認定審査時には、課程認定申請様式2号及び大学の学則（履修規程等）に基づき、必要な授業科目が適切に開設される状況となっているかどうかについても確認しているところである。一方で、貴学の現在の教職課程の授業科目として設定している授業科目のうち、一部の授業科目については、履修規程における位置付けを確認できない状況が見受けられた。適切に授業科目を開設し、学則（履修規程等）におけるそれら授業科目の位置付けについても明確にすること。
- 2号様式上に教職課程の科目として位置付けられている授業科目が、学則上では位置付けを確認できないという状況が散見された。大学において再度確認し、整合させるとともに、それぞれの授業科目を適切に開講すること。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.3）

Q 教職課程において開設すべき授業科目は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める最低単位数分さえ開設していれば問題ないか。

A 原則として、大学は教職課程認定を受けようとする免許状の種類に応じて、法令に定める単位数以上の授業科目を開設しなければならない。また、教職課程認定基準や教職課程認定審査の確認事項において、学校種に応じてそれぞれ開設すべき科目数が規定されているため、留意すること。

カリキュラム・教員組織を編成するにあたって、すべての教職課程共通のルールと各校種・教科に関するルールの両方を知っておかなければなりません。

認定基準3においては、すべての教職課程共通のルールが規定されています。

免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければなりません。

開設すべき最低単位数については法令に規定がありますが、上限についての規定はありません。

特に教科に関する専門的事項の選択科目に該当する学位プログラムの科目がたくさん開設されている場合、すべてを教科に関する専門的事項の授業科目として位置づけることも可能です。

しかし、認定後に教科に関する専門的事項の授業科目としての水準が維持できているかどうかの管理等を考えると特に教科に関する専門的事項として強い関連のある授業科目にある程度限定して教科に関する専門的事項の授業科目として開設するのが望ましいと考えます。

▼課程認定審査の確認事項

2 教育課程関係

(2) 領域及び保育内容の指導法に関する科目のうち保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分、教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目は、教員養成を主たる目的としない学科等においても、内容に応じ、当該学科等の卒業の要件に係る科目として開設されているものを充てても差し支えないものとする。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.8）

Q 今まで、「学位を取得するための授業科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」などを、全て別に開設して履修させていたが、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを教養科目などに位置付けて、「学位を取得するための授業科目群」に位置付けてもよいか。

A 幼稚園及び小学校の教職課程においては、原則として「教育の基礎的理解に関する科目等」などは、「学位を取得するための授業科目群」のうちに含めが必要となっている。

一方で、中学校及び高等学校等の教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」などについては、それを要件としていないが、教職課程認定の観点においては、このような位置付けに変更することは可能である。

ただし、科目の共通開設については教職課程認定基準に定めるとおりである。「教育の基礎的理解に関する科目等」を教養共通科目として全ての学校種の教職課程における共通授業科目として位置付けることができるわけではないため、注意すること。

教育の基礎的理解に関する科目等の授業科目の開設にあたって、卒業要件単位とするかどうかについては大学の裁量事項となります。このことは平成10（1998）年改正法による再課程認定申請時のQ&Aにおいても示されています。ただし、教職科目としての専門性を担保したうえで、教養科目等、卒業要件に算入できる科目として開設する必要があります。

◆教育職員免許法等に関する解釈事例について（1999/10/5）【課程認定関係】

問11 教職に関する科目の卒業要件科目への算入（1）

大学の判断で教養科目を教職に関する科目として扱ってよいか。

（回答）

すでに認定を受けている課程の場合は、既存の教職に関する科目と異なる開設科目を充てることになるので、カリキュラムの変更を伴うことから、文部省に変更届を提出する必要がある。

課程認定の申請に合わせて、教養科目を教職に関する科目に充てる変更を行う場合は、卒業要件科目であるなしに関わらず、大学の判断で教養科目を教職に関する科目として申請して差し支えない。

ただし、いずれの場合も、教職に関する科目としての専門性を確保する必要がある。

卒業要件に算入できる単位数の上限はありません。

◆教育職員免許法等に関する解釈事例について（1999/10/5）【課程認定関係】

問12 教職に関する科目の卒業要件科目への算入（2）

教職に関する科目として認められる卒業要件科目の単位数に上限はあるか。

（回答）

上限はない。

■授業科目名称

▼課程認定審査の確認事項

2 教育課程関係

(3) 授業科目的名称は、施行規則に定める科目又は各科目に含めることが必要な事項の内容を適切に表現した名称とすることとし、授業内容を直ちに確認することが困難な名称を用いているものについては、シラバスを精査し、当該科目が適当であると課程認定委員会が判断した場合に認めることができるものとする。

授業科目的名称についての原則は、この2 (3) に基づきます。教科及び教職に関する科目（教科に関する専門的事項を除く）、特別支援教育に関する科目的名称例が掲載されています。施行規則第66条の6に定める科目については令和4年度開設用手引きまでは掲載されていました。

▼令和6年度開設用手引き別冊・19頁

○教科及び教職に関する科目

※印は、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の科目を併せ行う場合の科目名称例を示す。

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例	
第2欄	・教科及び教科の指導法に関する科目 ・領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信機器の活用を含む。） 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼児と健康 幼児と人間関係 幼児と環境 幼児と言葉 幼児と表現 国語科教育法 教科教育法（国語） 初等教科教育法（国語） 初等科教育法（国語科） 社会科・地歴科教育法 社会科・公民科教育法 社会科・地歴科指導法 社会科・公民科指導法 中等教科教育法（社会・地歴） 保育内容指導法 保育内容総論 保育内容指導法（健康） 保育内容「人間関係」の指導法 領域（環境）の指導法
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論 教育原理 教育基礎論

			学校と教育の歴史
			教育学概論
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論
			教職原論
			教職論
			教職入門
		※	保育者論
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行財政
			教育行財政論
			教育制度論
			学校制度論
			学校の制度
			教育の制度と経営
			教育行政学
			教育社会学
			学校教育社会学
			教育経営論
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学
			心身の発達と学習過程
			学習心理学
			学校教育心理学
			学習・発達論
			発達心理学
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論
			特別支援教育総論
			特別支援教育入門
			特別の教育的ニーズの理解とその支援
			特別のニーズ教育の基礎と方法
		※	特別支援教育・保育概論
		※	特別支援教育概論（障害児保育を含む）
		※	特別な支援を要する子どもの理解と支援
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論
			教育課程編成論
			カリキュラム論

			教育課程総論
			教育課程の意義と編成
		※	保育カリキュラム論
		※	保育・教育課程論
		※	教育・保育課程論
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		道徳教育の理論と実践
			道徳教育の理論と方法
			道徳教育指導論
			学校教育における道徳指導
			道徳教育の指導法
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法
			総合的な学習の指導法
			総合的な学習の理論と方法
			総合的な探究の時間の指導法
	特別活動の指導法		特別活動論
			特別活動の指導法
			特別活動の理論と方法
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 教育の方法及び技術		教育の方法と技術
			教育方法論
			教育方法学
			教育方法の理論と実践
			教育方法・技術論
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		情報通信技術の活用
			情報通信技術活用論
			教育と I C T 活用
			I C T 活用の理論と方法
			I C T 活用の理論と実践
			教育における I C T 活用
			教育現場での I C T 活用
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論
			生徒・進路指導論
			生徒指導の理論及び方法
			生徒指導の理論と方法
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解
			幼児理解の理論と方法
	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む		教育相談
			教育相談の基礎

		む。) の理論及び方法	教育相談の基礎と方法 教育相談の理論と方法
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論 進路指導 進路指導・キャリア教育の理論と方法
第5欄 教育実践に関する科目	事前及び事後の指導	事前及び事後の指導	事前及び事後の指導 教育実習指導
		教育実習	教育実習 I ~ IV
	学校体験活動	学校体験活動	学校体験活動 学校インターンシップ
		教職実践演習	教職実践演習 (幼稚園) 教職実践演習 (中・高) 教職実践演習 (養護教諭) 教職実践演習 (栄養教諭)
	※	保育・教職実践演習 (幼稚園)	
		学校栄養教育法	
		学校栄養教育の理論と方法	
		学校栄養指導論	
		食育指導論	
		食育指導の理論と方法	
		食育実践論	

○特別支援教育に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例
第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害者教育総論
		障害児教育総論
		障害者教育概論
		障害者教育論
		障害者発達教育論
		特別支援教育総論
		特別支援教育概論
		特別支援教育基礎理論
第2欄 特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	特別支援教育論
		視覚障害者の心理・生理・病理
		聴覚障害児の心理・生理・病理

		知的障害者の心理・生理・病理 肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理
	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者教育論 視覚障害児教育論 視覚障害者教育課程論 視覚障害者指導法 視覚障害者指導論 視覚障害者教育方法論 視覚障害教育 聴覚障害者教育論 知的障害者教育論 肢体不自由者教育論 病弱者教育論
	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者教育総論 聴覚障害者教育総論 知的障害者教育総論 肢体不自由者教育総論 病弱者教育総論
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	※第3欄の授業科目名称例は、左欄の内容を、必ずしも包括的に表している名称ではなく、現実的な名称例を掲載した。なお、当該科目で扱う領域や内容は、それぞれの講義概要（シラバス）で確認した上で判断することが望ましい。 重複障害・LD等の心理・生理・病理 重複障害児等の心理・生理・病理 言語障害者の心理・生理・病理 情緒障害者の心理・生理・病理 情緒障害者の心理・生理・病理 学習障害者の心理・生理・病理 LDの心理・生理・病理 学習障害（LD）者の心理・生理・病理 注意欠陥多動性障害者の心理・生理・病理 ADHDの心理・生理・病理
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複障害者教育論

められるこ ととなる特 別支援教育 領 域以外 の領域に關 する科目	又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	重複障害児教育論
		重複障害者教育課程論
		重複障害者指導法
		重複障害者指導論
		重複障害者教育方法論
		重複障害・L D等教育
		発達障害者教育論
		言語障害者教育論
		情緒障害者教育論
		学習障害者教育論
		L D教育論
		学習障害（L D）者教育論
		注意欠陥多動性障害者教育論
		A D H D教育論
		注意欠陥多動性障害（A D H D）者教育論
第4欄	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課 程及び指 導法に関する科目	重複障害者教育総論
		言語障害者教育総論
		情緒障害者教育総論
		学習障害教育総論
		注意欠陥多動性障害教育総論
		重複障害等教育総論
		L D等教育総論
		教育実習
		障害者教育実習
		特別支援教育実習
		教育実習事前事後指導
		教育実習指導
		障害者教育実習事前事後指導
		障害者教育実習指導
		特別支援教育実習事前事後指導
		特別支援教育実習指導

○施行規則第66の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に 定める科目	同規則に定める単位数	科目名称例
日本国憲法	2単位	法学（日本国憲法）
		日本国憲法

		国のしくみ（日本国憲法） 日本の憲法 暮らしのなかの憲法
体育	2単位	体育実技A～D 基礎専門体育 I, II 体育 I 体育実技 スポーツA, B 基礎体育 生涯スポーツ フィットネススポーツ 身体運動論 体育一般 バレー ボール サッカー
外国語コミュニケーション	2単位	英語 I, II 英会話A～D 中国語会話A, B ドイツ語会話A, B 実用英語コミュニケーション 外国語コミュニケーションA, B 英語V（英会話集中研修） オーラルイングリッシュ オーラルコミュニケーション
情報機器の操作	2単位	情報処理 情報処理演習 I, II パソコン演習 情報処理入門 情報とコンピュータ 情報機器演習 情報技術 情報リテラシー PC技法演習 教職コンピュータ基礎 コンピュータ・リテラシー 情報基礎 コンピュータガード・実習

	情報メディア演習
	情報 I

個別具体的な事例については、これまで示されたQ&Aが参考となります。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.126）

Q 公認心理師の資格科目と教職課程の科目を併せて開設している場合において、公認心理師の資格審査の際に名称や内容変更の指示があった場合においてはどのように対応すればよいか。

A

公認心理師に係る科目の名称については、公認心理師法施行規則（平成29年9月15日までに施行予定）により定められるため、教職課程の科目と併せて開設する場合においては、同規則にも適合する科目名称とした上で申請書を提出する。

なお、公認心理師に係る科目と教職課程の科目を併せて開設することは可能であるが、課程認定における審査においては、他の科目と同様に教職課程の科目として適切な名称及び内容であるか確認を行うので、授業内容の変更や科目名称の変更を指摘される可能性があるため、留意いただきたい。（例えば、公認心理師法施行規則に規定する科目名称を括弧書きで付記しつつ、教職課程の科目として適切な名称を設定することなども考えられる。）

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.38）

Q 幼稚園の教職課程をもつ大学は保育士資格課程を併せ持つ場合が多いが、コアカリキュラムの内容を含めた上で、それぞれの科目を紐づけ、相互に科目の読み替えや名称統一・共用を図ってよいか。

A 当該科目の名称・内容及び担当教員の業績が教職課程の科目として適当であれば、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。

また、「保育内容の指導法」についても、少なくとも教職課程コアカリキュラムで必要とする事項を満たしている限りにおいては、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。

なお、幼稚園の教職課程と保育士養成課程の科目を併せて行う場合の科目名称例は、「10. 各科目的名称例について」に※印付きで記載しているので、参考いただきたい。

◆再課程認定質問回答集（No.14）

Q 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において各科目に含めることが必要な事項を、1つの科目にまとめて開講することは可能か。また、名称の事例を示していただきたい。

A

○「教育の基礎的理解に関する科目」等については、必修単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内（「教育の基礎的理解に関する科目」など）において複数事項をまとめて開設することが可能。ただし「教育課程の意義及び編成の方法」については、

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しない。

○複数の事項を取り扱う科目的名称例を示す予定はない。科目的名称については、課程認定申請の手引き（平成30年度開設用）を参考に、その科目で扱う内容を適切に表現した名称としていただきたい。

◆再課程認定質問回答集（No.16）

Q 施行規則の改正に伴い追加となった事項について、既存の授業科目に内容を追加することで対応することは可能か。その場合、科目名称の変更は必要か。

A

○既存科目的内容変更により対応することは可能である。

○また、当該科目的趣旨を大きく損ねるものでない限りにおいて、科目名称の変更も不要。
(例えば、現行の「道徳の指導法」の科目名に「理論」を加えることや、「教育社会学」の科目名に「学校と地域の連携」などを加えることは必須ではない)

○ただし、既存事項に新規事項を追加する（「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」の事項を加えるなど）場合においては、科目内容もそれに準じて変更されているはずなので、当該科目的趣旨を踏まえた名称に変更することが望ましい。（「特別活動の指導法」から「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」など）

◆再課程認定質問回答集（No.60）

Q 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、教育の方法および技術に関わる科目として、「教育方法論」あるいは「教育方法学」という名称で構わないのか、あるいは、今般の再課程認定の趣旨を踏まえて新たに「情報教育」などの科目を設定すべきなのか。

A 従前どおりの名称とすることができる。

◆再課程認定質問回答集（No.61）

Q 「道徳の理論及び指導法」の区分において開設する科目について、例えば「道徳教育指導法」などの名称にすべきなのか。

A 従前どおりの名称とすることができる。

◆2021/11/2質問回答集（No.57）

Q ICT事項科目的新設等について、既存の「教育方法論」の科目名称は変更せずに、コアカリキュラム及びシラバスにおいて「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」事項が追加で記載されていれば良いか。

A どの事項の内容を含めて開設しているのか、科目名称で明確にする必要があるため、例えば「教育方法・情報通信技術活用論」や「教育方法論（ICT活用含む）」など、科目名称を工夫することが望ましい。

◆2021/11/2質問回答集 (No.11)

Q

- ①幼稚園教諭の場合は、ICT事項科目は必須ではないが、令和4年度よりICT事項科目と同様の内容を取り入れる場合、授業科目名の変更は必要か。
- ②中・高の場合はICT事項科目は必須だが、令和4年度より「教育方法」という授業科目にICT事項を取り入れる場合、授業科目名の変更が必要か。

A

- ①ICT事項科目と同様の内容を含めるのであれば科目の名称もそれに即したもののが望ましいが、幼稚園教諭については当該事項の修得が必須ではないため、名称の変更は任意（ただし、小・中・高と共に通科目とする場合は授業科目名・シラバスを統一するなど必要）。
- ②「教育方法」の名称では「教育の方法及び技術」のみを含む科目との誤解が生じる可能性がある。ICT事項を含むのであれば、授業科目名でそれを明確にするため、授業科目名の変更をすることが望ましい。

◆2021/11/2質問回答集 (No.22)

Q キャンパスによって、ICT事項科目の授業科目名が異なってもよいか。

A 学部やキャンパスによって、開設状況が異なることが考えられるため、必ずしも授業科目名を大学で統一する必要はない。

◆再課程認定質問回答集 (No.71)

Q 科目が「英米文学」から「英語文学」への変更になることから、科目名称は「英米文学講義」などから「英語文学講義」などに変更が必要か。

A 名称の変更は必須ではないが、科目内容に応じて適切な名称に変更いただきたい。

◆再課程認定質問回答集 (No.79)

Q 現状の科目名を変更する必要はどの程度あるのか、例えば、現在設置している教職課程の科目で○○○（○○）の（ ）書きの部分について、変更しなくてもシラバスに内容が含まれていればよいのか。

A 括弧書きの部分を科目名称に含むことは必須ではない。

◆再課程認定質問回答集（No.80）

Q 小学校の教科および教科の指導法に関する科目のなかで、教科に関する専門事項を含む科目の名称は、小学校の科目名と同じ方がよいのか（「理科」「社会」など）。それとも学問体系としての領域の名称（「歴史学」「生物」「化学」など）としてもよいのか。

A

○小学校の教職課程においては、施行規則上も小学校の科目名称により事項名が設定されているため、小学校の科目名称と同一にすることが望ましい。

○例えば、区分「社会」に属する科目の名称を「歴史学」とした場合、学習指導要領に即した包括的な内容が含まれているかどうかが名称からは判別ができないため、（内容が適切であっても）名称変更の指摘が行われる可能性が高いため、留意していただきたい。

◆再課程認定質問回答集（No.254）

Q 総合的な学習の時間の指導法の科目と特別活動の指導法を組み合わせた科目の場合、科目名称は簡略化した名称でも可能か。（例：総合的学習及び特別活動の指導法）

A 大学の裁量により、略称にて設定することも可能であるが、「総合的学習」という名称は本来の「総合的な学習の時間」の趣旨から外れた内容となることも考えられるため、事項の趣旨を踏まえた名称とすることが望ましい。

◆再課程認定質問回答集（No.255）

Q 「総合的な学習の時間の指導法」について、高校では「総合的な探究の時間」という名称が採用され、また、課題研究等の探究的な学習もさまざまな科目で実施されることを考えると、中等教育段階での教員志望者を対象とする本学のような大学では、「探究的な学習の指導法」という形で科目を設定することも考えられると思うが、そのような方針は妥当か。

A

○コアカリキュラムの内容を踏まえた上で、学習指導要領の改正を踏まえた科目内容及び科目の名称を設定することは妥当である。

○一方、「探究」のみが取り出された「探究的な学習の指導法」という名称は、「総合的な学習（探究）の時間」の趣旨（学習の対象が「横断的・総合的」であること、学習の過程が「探究的」であること）と科目の内容が一致しないことが考えられ、名称変更の指摘がなされる可能性があるため、留意いただきたい。（科目の名称の例示については、今後検討を行う予定。）

○なお、学習指導要領の改正により、小中学校は「総合的な学習の時間」、高校は「総合的な探究の時間」という名称となるが、教育課程上は同趣旨の領域であるため、高等学校の課程（及び、小中高で共通開設を行っている課程）についても、「総合的な学習の時間の指導法」という名称とすることは適切である。

■授業科目開設

①全般的事項

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.12）

Q 施行規則に規定されている、各科目において含めることが必要な事項の1項目に対して1科目を割り当てる必要があるのか。

A 改正後の施行規則において修得単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内（「教育の基礎的理解に関する科目」など）において複数事項をまとめて開設することが可能。また、「教育課程の意義及び編成の方法」については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しない。ただし、最低修得単位数が規定されている事項（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」など）については、他の事項を含めず当該事項のみで構成される科目を最低修得単位数以上（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」においては1単位以上）開設しなければならない。

◆再課程認定質問回答集（No.97）

Q 「各科目に含めることが必要な事項」を、異なる科目区分や事項に組み込むことは可能か。

A

○「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目」などの各科目区分ごとに必要修得単位数が規定されるため、科目区分をまたがって複数の事項を含めた科目を設定することはできない。

○また、同一科目区分の1つの事項に他の事項の一部を含めた科目を設定することは可能であるが、1科目に複数の事項を含めた科目を開設した場合においては、各事項の体系性を確認することが難しくなり、また、各事項で扱う内容が相対的に薄くなってしまうため、事項ごとに内容を整理する（あるいは、科目を別に設定する）よう過去の審査会において指摘されたことがあるため、科目の設定にあたっては留意いただきたい。

科目区分をまたがって複数の事項を含めた科目を設定することはできません。例外として教育の基礎的理解に関する科目に含める事項の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」に限り、免許法施行規則第2条表備考第4号に規定されているとおり、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に含めることがあります。

教育の基礎的理解に関する科目や道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目においては同一科目内において複数の含める事項があります。複数の事項を1つの授業科目にまとめて開設することは可能ですが、各事項で扱う内容が相対的に薄くならないようにする必要があります。

◆再課程認定質問回答集（No.99）

Q 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含んで開設した場合、「教育の基礎的理解に関する科目」は、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含まずに、10単位以上を開設すればよろしいのか。

また、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含んで10単位以上開設すればよろしいのか。

A 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含んで開設した場合は、（中1種免の場合）それを含んで10単位開設する必要がある。一方、「教育の基礎的理解に関する科目」は「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含まずに10単位開設する必要がある。

「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む場合、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しないとされています（施行規則第2条表備考第4号）。この場合であっても、「教育の基礎的理解に関する科目（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の最低修得単位数が減じられることにはなりませんので、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」以外の事項でもって例えば中一種免であれば10単位以上の修得ができるようなカリキュラムを設定しなければなりません。

◆再課程認定質問回答集（No.62）

Q 教育に関する社会的、制度的または経営的事項の開設及び教員について、（1-3）教育に関する経営的事項、（2）学校と地域との連携、（3）学校安全への対応の全ての内容を含んでいれば、「学校安全」という授業科目を開設せず、1つの授業科目（例えば教育経営学）の開設でよいとの解釈でよいか。また、1つの科目で開設してよい場合、（3）学校安全への対応の部分について、これまで教育経営学を担当してきた教員が担当する事は可能であるか。

A

- 必要な事項を全て含んでいる場合は、1科目で開設することができる。（「学校安全」を単独で開設することは必須ではない。）
- 教員業績の考え方については、[説明会資料](#)を参照。

◆再課程認定質問回答集（No.69）

Q

- ①担当教員の業績が前提であるが、「特別活動の指導法」及び「総合的な学習の時間の指導法」に加え、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含んで一科目として開設することは可能か。
- ②「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に含めるにあたって、幼稚園小学校教職課程と中学校高等学校の教職課程で事項が異なっていても構わないか。（幼小は「特別活動」中高は「生徒指導」など）

A

- ① 課程認定基準4-1などに定めるとおり、「教育課程の意義及び編成の方法」については「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の区分の科目に含めることが可能。
ただし、特に幼小中高の一種免許状の課程においては1科目（15回、2単位）に3事項を含めた科目の開設は相対的に各事項の内容が薄くなってしまうため、科目を分けて開設するよう過去の審査会において指摘されたことがあるため、科目の開設にあたっては留意いただきたい。
- ② 幼小と中高の課程において別に「指導法に関する科目等」（現「教職に関する科目」）を設定している場合においては「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」と合わせて開設する事項が異なっていても問題ないが、履修指導においては履修漏れや同じ内容を複数回学ぶことのないよう、留意していただきたい。

◆再課程認定質問回答集（No.85）

Q

- 「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」の3つを1科目（2単位）で開設してもよいか。また、その科目を【栄養教諭】「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）」「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の特別活動及び総合的な学習の内容部分の科目として共通開設することは可能か。

A

- 少なくとも各事項においてコアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、3事項を含めた科目の開設は可能である。
- 「教育の方法及び技術」と「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」の特別活動部分と総合的な学習の部分を栄養教諭免許状の科目と共に開設することは可能である。
- ただし、特に幼小中高の一種免許状の課程においては1科目（15回、2単位）に3事項を含めた科目の開設は相対的に各事項の内容が薄くなってしまうため、科目を分けて開設する

よう過去の審査会において指摘されたことがあるため、科目的開設にあたっては留意いただきたい。

◆再課程認定質問回答集 (No.93)

Q 養護教諭（一種免許）養成課程において、現在、道徳教育と特別活動に関する内容を、同一科目（「道徳教育と特別活動」1単位）として開講している。この科目の中で、総合的な学習に関する内容を取り扱うことは可能という理解で正しいか。

A 可能である。

小・中の「道徳の理論及び指導法」については施行規則第3条表備考第4号に修得すべき単位数が明記されているため、他の事項を含めることはできませんが、養護教諭と栄養教諭においてはそのような規定がないため他の事項を含めることができます。

◆再課程認定質問回答集 (No.123)

Q 教科及び教科の指導法に関する科目的「領域に関する専門的事項」または「教科に関する専門的事項」の区分に置く科目すべてに対して、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れる必要があるのか。

A

○アクティブ・ラーニングについては、改正免許法施行規則において「学習指導要領（幼稚園教育要領）に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容」としており、これらを含めることを規定しているのは、改正後の施行規則第2条第1項表備考第二号、第3条第1項表備考第二号、第4条第1項表備考第五号及び第5条第1項表備考第二号となるため、「教科（領域）に関する専門的事項」については含めることが必要な科目ではない。

○「教科（領域）に関する専門的事項」に当該内容を含めることは差し支えない。

◆再課程認定質問回答集 (No.83)

Q 施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される科目を開設科目としてみなし場合、遠隔授業による開設は可能か。

A 可能である。

◆2021/11/2質問回答集 (No.4)

Q ICT事項科目は、教職課程履修者のみならず多くの学生に学んでもらいたいと考えているため、一般教養的な広く多くの学生が履修できる科目群に開講してもよいか。

A 教員養成を主たる目的とした学科でない場合、ICT事項科目は教職専門科目であるため、大学のどの科目群に開設するのかは大学の判断によるが、科目の内容はコアカリキュラムにあるとおり、一般的なICTの技術のみを学ぶものではなく、それらを活用した教育の理論と方法を学ぶものである。このため、教職課程の履修者以外の学生の履修を妨げるものではないが、教職専門科目としての質を担保する必要があることに御留意いただきたい。

②複数の事項をまとめて開設できない事項

▼課程認定審査の確認事項

2 教育課程関係

(4) 施行規則に定める各科目に含めなければならない事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く）。

◆再課程認定質問回答集（No.4）

Q 各科目に定める必要事項1項目に対して1科目を割り当てる必要があるのか。

A

○改正後の施行規則において修得単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内（「教育の基礎的理解に関する科目」など）において複数事項をまとめて開設することが可能。また、「教育課程の意義及び編成の方法」については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しない。
○ただし、最低修得単位数が規定されている事項（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」など）については、他の事項を含めず当該事項のみで構成される科目を最低修得単位数以上（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」においては1単位以上）開設しなければならない。

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「道徳の理論及び指導法」のように最低修得単位数が規定されている事項については、他の事項を含めず当該事項のみで構成される科目を最低修得単位数以上開設しなければなりませんが、それ以外の事項については複数の事項をまとめて開設することができます。例えば特別活動の指導法と総合的な学習の時間の指導法を1つの科目にまとめて開設することが考えられます。

▼再課程認定質問回答集（No.13）

Q 「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の各科目区分において含めることが必要な事項について、1

単位で開講することは可能か。

A 各科目区分において含めることが必要な事項について、1単位の科目で開講しても差し支えない。

単位数については一種免許状の「道徳の理論及び指導法」を除き、2単位科目として開設するという指定はありません。

◆再課程認定質問回答集（No.14）

Q 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において各科目に含めることが必要な事項を、1つの科目にまとめて開講することは可能か。また、名称の事例を示していただきたい。

A

- 「教育の基礎的理解に関する科目」等については、必修単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内（「教育の基礎的理解に関する科目」など）において複数事項をまとめて開設することが可能。ただし「教育課程の意義及び編成の方法」については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しない。
- 複数の事項を取り扱う科目的名称例を示す予定はない。科目的名称については、課程認定申請の手引き（平成30年度開設用）を参考に、その科目で扱う内容を適切に表現した名称としていただきたい。

◆再課程認定質問回答集（No.228）

Q 栄養教諭課程でも「特別支援教育」は単独で1科目として取り扱うことになるのか。それとも「教育心理学」等の科目に含むような扱いになるのか。

A 栄養教諭（養護教諭）免許状の課程においても、「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は単独で1単位分開設する必要がある。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.47）

Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と合わせて1科目として開設してもよいか。

A 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、施行規則において1単位以上の修得が必要と定められているため、他の事項と併せての開設はできない。（養護教諭及び栄養教諭の教職課程も同様。）

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.49）

Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、一般目標の（1）と（2）を満たす単独の科目（1単位）を開設した上で、既存科目（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項）の一部分で（3）を満たすように授業科目を開設することは可能か。

A 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、単独で1単位以上の科目を開設することが必要であるため、他の事項と組み合わせて内容を構成することはできない。一方、一般目標の（1）（2）を満たす単独の科目（1単位）を開設したうえで、別途（3）を満たす科目を「教育の基礎的理解に関する科目」の区分に開設し、必修又は選択必修科目として位置づけることは可能。

◆再課程認定質問回答集（No.253）

Q 「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」含めても良いのか。含めて良い場合、「総合的な学習の時間の指導法」の授業時間数に指定はあるのか。

A

- 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項（特別活動の指導法）と組合せて開設することは可能である。
- 教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、授業回数を縛るものではない。

ICT事項科目を除く最低修得単位数が規定されている事項を除いて同一科目区分の1つの事項に他の事項の一部を含めた科目を設定することは可能ですが、1科目に複数の事項を含めた科目を開設した場合においては、各事項の体系性を確認することが難しくなり、また、各事項で扱う内容が相対的に薄くなってしまうため、科目名称の変更や事項ごとに内容を整理する（あるいは、科目を別に設定する）よう過去の課程認定委員会による審査において指摘されたことがあるようで、このような科目の設定にあたっては留意する必要があります。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.15）

Q 「各科目に含めることが必要な事項」を、異なる科目区分や事項に組み込むことは可能か。

A 「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目」などの各科目区分ごとに必要修得単位数が規定されるため、科目区分をまたがって複数の事項を含めた科目を設定することはできない。

また、同一科目区分の一つの事項に他の事項の一部を含めた科目を設定することは可能であるが、1科目に複数の事項を含めた科目を開設した場合においては、各事項の体系性を確

認することが難しくなり、また、各事項で扱う内容が相対的に薄くなってしまうため、科目名称の変更や事項ごとに内容を整理する（あるいは、科目を別に設定する）よう過去の課程認定委員会による審査において指摘されたことがあるため、科目の設定にあたっては留意いただきたい。

③情報機器及び教材の活用を含む

◆再課程認定質問回答集（No.124）

Q 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の差異は具体的に示されるのか。

A 各コアカリキュラムを参照。（各教科の指導法は、当該教科の特性に応じた内容である必要がある）

◆再課程認定質問回答集（No.122）

Q 情報機器及び教材の活用については、教科の指導法にも含めることになったが、これは、当該教科に関するPC教材、電子教材をどのように情報機器を使って指導に含めていくか、ということを行うもので、必ずしも情報機器の操作を指導するのではない、ということですか。

A 御質問のとおり。

◆再課程認定質問回答集（No.121）

Q 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）として各教科共通にメディアリテラシーを扱う科目を置くことは可能か。

A

○小学校の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」における「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目として、国語、算数などの各教科をまたがった、メディアリテラシーを扱う科目を設置することは可能。（幼稚園の「保育内容の指導法」も同様に、領域をまたがった科目を設置することが可能）

○「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」においては、教職課程コアカリキュラムに記載のとおり「当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法・・・」について取り扱う必要があるため、留意していただきたい。（「保育内容の指導法」も同様）

○なお、「当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法」を取り扱うことが必要となることから、中高の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、教科を横断した「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目の設置はできない。

○教科を横断した教育方法・技術やメディアリテラシーなどを取り扱う科目については、そ

の内容により「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」や「大学が独自に設定する科目」への位置づけが可能と考えられる。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.37）

Q 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」においては、該当する全科目のシラバスの内容に「情報機器及び教材の活用」が必要となるのか。

A 「保育内容の指導法」の区分に開設する必修科目及び選択必修科目全体として、コアカリキュラムに定める内容が含まれているか確認を行うので、「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目を「保育内容の指導法」のみを扱う科目と分けて開設することができる。また、5領域それぞれについて教職課程コアカリキュラムの内容を満たす限りにおいては、「保育内容の指導法」として開設する科目の全てに「情報機器及び教材の活用」の内容を含めることは必須ではない。

◆2021/11/2質問回答集（No.2）

Q 本学は幼稚園二種免許のみの課程認定を受けていますが、ICT事項科目の開設は可能か。

A 幼稚園教諭免許状の必要事項である「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムの内容を満たした上で、ICT活用等の内容を充実するなど科目を変更することは可能ですが、あくまで当該事項での開設となります。

④情報通信技術を活用した教育の理論及び方法

◆2021/11/2質問回答集（No.6）

Q ICT事項科目について、①開講授業における1単位分の科目（授業）時間数はどのようになるか。②開講授業における授業形態（演習または講義等）はどのような形態が望ましいか。

A

- ①大学の時間数の換算により1単位分の時間が確保されていれば良い（講義であれば通常は7~8コマ程度を想定）。
- ②授業形態については特段定めていないため、大学の判断によりシラバスの内容に即し教育効果の高い方法で実施いただきたい。実践的な内容とするため、適宜演習等を含めることが考えられる。

◆2021/11/2質問回答集（No.13）

Q 幼稚園、養護教諭及び栄養教諭の科目については「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設し、1単位を必修化する必要はない理解してもよいか。

A 幼稚園、養護教諭、栄養教諭については、今回のICT事項科目に係る改正は適用されない

ため、従来のままで構いません。

◆2021/11/2質問回答集 (No.15)

Q 既存の科目の内容等を見直し、ICT事項科目に対応した授業科目とする予定だが、もともと4年次前期の履修科目となっている。このまま4年次の履修科目としてよいか。

A ICT事項科目として免許状授与資格を得るための必修科目として位置づけるのであれば、教育実習を履修する前に修得することが望ましいため（「教職課程カリキュラム」策定時の参考資料「カリキュラム・マップ（イメージ）」を参照）、履修年次についてご検討いただきたい。

⑤特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

◆再課程認定質問回答集 (No.230)

Q 幼稚園教職課程において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は、保育士資格課程における「障害児保育」の障害児理解の内容と共通開設可能か。

A

○当該科目の内容及び担当教員の業績が「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」として適当であれば、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。
○ただし、「障害児保育」という科目名称は「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」において含めるべき事項（「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」）を含む名称に見えないため、科目名称変更の指摘がなされる可能性が高い。

◆再課程認定質問回答集 (No.241)

Q 教職課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」と保育士養成課程における「障害児保育」は、内容が両方の課程の要件を満たす場合においては、講義・演習などの科目の形態を問わず共通開設が可能なのか。（保育士養成課程における障害児保育は「演習科目」として厚労省は位置付けているが、新しい科目が「講義科目」であっても共通開設は可能なのか。）

A

○教職課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は講義形式や演習形式などの開設形態を指定していないため、いずれの形式でも実施することができる。
○保育士養成課程の科目として要件を満たしているか否かは、厚生労働省へ御確認いただきたい。
○ただし、「障害児保育」という科目名称は「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒

に対する理解」において含めるべき事項（「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」）を含む名称に見えないため、科目名称変更の指摘がなされる可能性が高い。

◆再課程認定質問回答集（No.231）

Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目を単独で設定する場合、「介護等体験実習」とまとめて1単位で開設することは可能か。

A

- 当該科目の内容及び担当教員の業績が「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」として適当であれば、介護等体験実習と併せて開設して差し支えない。
- ただし、「介護等体験実習」という科目名称は「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」において含めるべき事項を含む名称に見えないため、科目名称変更の指摘がなされる可能性が高い。

◆再課程認定質問回答集（No.242）

Q 「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、どのような科目名称とすることが適當か。

A

- 平成27年度答申及び教職課程コアカリキュラムにおける同科目の趣旨を踏まえ、例えば以下のよう名称が考えられる。
 - ・特別支援教育「〇〇」（「〇〇」には、総論、入門、概論、基礎などの概論・入門的な名称が考えられる。）
 - ・特別な教育的ニーズの理解とその支援
 - ・特別なニーズ教育の基礎と方法
- なお、当該科目は特定の障害について取り扱う事項ではないため、特定の障害名を付した名称（発達障害「〇〇」など）は審査会で指摘を受ける可能性があるため、留意いただきたい。
- 科目的名称の例示については、今後検討を行う予定。

◆再課程認定質問回答集（No.232）

Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を担当する教員の業績には、当該幼児等に関する院内学級、社会福祉施設、地域の障害理解活動等の医療福祉分野を対象としたものも含めてよいか。

A

- 教員審査の考え方については、[説明会資料](#)を参照。

○医療福祉関係のみの業績では、「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」で必要とする内容と適合していないため、審査会において業績追加または教員変更（補充）の指摘がなされる可能性が高いため、留意していただきたい。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.48）

Q 「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」の授業内容は、授業全体のどれだけの比重を要するか。一時的な疾病、アレルギー、ジェンダー、宗教・文化による配慮等も対象になるか。

A 教職課程コアカリキュラムにおける全ての一般目標及び到達目標を満たす限りにおいては、授業全体における各事項の割合は大学の裁量によるところであり、「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」の項目において、特定の分野に偏らない限りにおいては、個々の分野の設定は大学の裁量で設定することは可能。

◆再課程認定質問回答集（No.236）

Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、教職課程の認可を受けていない他学科（臨床心理学科）の科目を再課程認定後の科目とすることを検討しているが可能か。

A

教職課程認定を受けていない他学科等の科目をあてることができるのは、課程認定基準4-3 (2) 及び4-4 (2) の場合のみであるためできない。

◆再課程認定質問回答集（No.239）

Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に係る科目について、既存の特別支援学校教諭免許状の教職課程での開設科目を充当してよいか。

A 幼～高の教諭に求められるものと、特別支援学校教諭に求められるものとは違うので充当できない。幼～高の教諭に関しては、通常の学級に在籍する、特別の支援を必要とする幼児児童生徒に関する理解を念頭に置いている。

⑥総合的な学習の時間等の指導法

◆再課程認定質問回答集（No.246）

Q 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の各科目に含めることが必要な事項の「総合的な学習の時間の指導法」は、他の各科目に含めることが必要な事項のいずれかと組み合わせることは可能か。

A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、

同一科目区分内において他の事項と組合せて開設することは可能である。

◆再課程認定質問回答集（No.247）

Q 「総合的な学習の時間の指導法」と「特別活動の指導法」を合わせた内容で2単位科目として開設することは可能か。

A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項（特別活動の指導法）と組合せて2単位科目として開設することは可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.50）

Q 「総合的な学習（探究）の時間の指導法」と「特別活動の指導法」の事項を含んだ科目を開設することは可能か。

A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項（特別活動の指導法など）と組み合わせて開設することは可能である。

ただし、その場合においては、両方の事項を適切に表した科目名称であること、及び、両事項のコアカリキュラムを踏まえた科目内容であることが求められる。

【参照】「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方

⑦学校体験活動

学校体験活動の開設にあたっては、次の3つの事項を満たすことが要件であることが、確認事項2(6)に規定されています。

▼課程認定審査の確認事項

2 教育課程関係

(6) 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のもの）の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。

- ① 教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって教育実習としての目標を達成すること
- ② 実習校と大学が連携して実施体制やプログラム等を構築すること
- ③ 学校教育に関する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、学生は実習校の指示の下に活動を行うこと

①に示されているとおり、教育実習の「一部」という扱いになります。学校体験活動の実施時期については規定はありません。

◆再課程認定質問回答集（No.256）

Q

学校ボランティアを、「学校体験活動」として単独で単位化する場合において、

- ・科目設定をした上でシラバスが必要になると思うが、内容は「教育実習」のように事前事後指導といったものでよいのか。
- ・教員の業績はどのようなものが必要となるのか。
- ・ボランティアの必要年間時数はどのくらいか。
- ・ボランティアは集中して行っても分散的に行ってもよいのか。
- ・ボランティアにあたっての日誌等は必要か。

A

○学校ボランティア等の科目を教育実習の一部としての「学校体験活動」に位置づけることが可能な条件については、説明会資料及び教職課程認定審査の確認事項2（6）<Q&A提示当時は（5）>を参照。

○必要な業績の考え方は、「教育実習」と同様である。

○大学が認定する単位数に応じた時間数を設定する必要がある。

○実施時期の指定はない。

○実習日誌の提出は必須ではないが、大学が単位認定するにあたっての評価基準等を示す必要がある。（教育実習と同様。）

専任教員の配置については、教育実習と同様に必置という規定はありません。

◆再課程認定質問回答集（No.257）

Q 教育実習や学校体験活動は、免許種ごとに専任教員を置かなければならないのか。

A

○教育実習については、現行の基準より変更はない。

○学校体験活動については、教育実習と同様の取扱いとなる。

学校体験活動を教育実習の単位として扱う場合、幼稚園・小学校・中学校の場合は2単位、高等学校・特別支援学校の場合は1単位まで開設が可能です（平成29年改正施行規則第2条第1項表備考第8号）。学校体験活動と教育実習を組み合わせて単位を修得させる場合、教育実習の必要単位数から学校体験活動の単位数を引いた単位数に変更することができます。

◆再課程認定質問回答集（No.259）

Q 「学校体験活動」を受講し単位認定を受けた学生は、「教育実習」の取得単位数、すなわち教育実習の時間数を少なくしてもよいのか。

A

○教育実習の一部として実施する「学校体験活動」として認定を受けた科目と組合せて「教育実習」の必要単位数を構成する場合においては、教育実習の必要単位数から学校体験活動の単位数を引いた単位数に変更することができる。

○なお、学校種により、教育実習の一部として含めることができる単位数が異なるため、留意していただきたい。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.54）

Q 学校体験活動の実習先について制限はあるのか。

A 学校体験活動においては、当該免許種の学校種に実習に行くことが望ましいが、学校体験活動を行うべき学校の要件は定められていない。また、教育実習における実習先と一致させることは必須ではない。なお、学校体験活動は基準に定める範囲において共通開設をすることが可能である。

◆再課程認定質問回答集（No.260）

Q 「学校体験活動」を行う学校種と、取得しようとする免許状の学校種との関係はどうなるのか。現行の「教育実習」のように、隣接する学校であってもよいのか。あるいは、校種は問わないのか。

A 施行規則及び課程認定基準で定めるとおり、現行の教育実習と同様の取扱いとする。

再課程認定質問回答集（No.260）の内容が手引き（No.53）で変更されている。

学校体験活動と同内容の科目を大学が独自に設定する科目に設置することも可能です。その場合、課程認定申請時に必要な実習計画書及び実習校の受入承諾書は不要となります。

◆再課程認定質問回答集（No.261）

Q 「学校体験活動」と同内容の授業科目を新設する予定であるが「大学の独自に設定する科目」の区分に設置することは可能か。その場合において、内容についての最低基準が設けられるのか。

A

○「学校体験活動」を「大学が独自に設定する科目」として設定することも可能。
○「学校体験活動」を「大学が独自に設定する科目」として位置づける場合は、現行の「教科又は教職に関する科目」と同様に「教職に関する科目に準ずる科目」であれば開設は可能。
○「学校体験活動」を教育実習の一部として位置づける場合は、様式第5号において「教育

実習」と共にその実施内容や実施体制、実施時期などについて総合的に審査を行う。なお、教育実習の一部として実施する場合の学校体験活動の考え方については、説明会資料及び教職課程認定審査の確認事項2(6)〈Q&A提示当時は(5)〉を参照。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.52)

Q 「学校体験活動」の取り扱いについて

- ①「教育実習」と一体のものとして、単位認定しなければならないか。
- ②「学校体験活動」を「大学が独自に設定する科目」に小・中免の選択科目として設置することは可能か。
- ③②で設置した場合にも、実習計画書及び実習校の受入承諾書を提出する必要があるか。

A

- ①教育実習と分けて科目を開設する必要がある。（事前事後指導のように、教育実習の単位数の中に学校体験活動を含めることはできない。）
- ②可能である。
- ③「大学が独自に設定する科目」に開設する場合には計画書及び実習校の受入承諾書の提出は必要ではない。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.55)

Q 学校体験活動は体験とはいえ、設定する場合には事前・事後指導が必要と思うが、事前・事後指導の時間数を含めて1単位としてよいか。その場合、体験活動そのものの時間は1単位分を下回ることとなる。

A 学校体験活動における事前事後の指導についても学校体験活動の単位認定に係る一部分であると考えられるため、事前事後の指導時間も含めて1単位とすることは可能である。

また、教育実習の事前事後指導（1単位）の中に学校体験活動の事前事後指導を含めて構わない。

◆再課程認定質問回答集 (No.266)

Q 「学校体験活動」を「教育実践に関する科目」ではなく、「大学が独自に設定する科目」として開講することは可能か。また、学校インターンシップを一部の選択肢として海外の学校で実施することは可能か。

A

- 学校インターンシップを「大学が独自に設定する科目」として開設することは可能である。
- 施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、海外の学校でのインターンシップを「大学が独自に設定する科目」として開設することは可能である。

◆再課程認定質問回答集（No.263）

- Q 「学校体験活動」を導入した場合に、集中講義形式で実施・派遣は可能であるか。
A 可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.53）

- Q 学校体験活動を教育実習の一部とする場合において、通常の教育実習と同様に、例えば2週間連続など短期集中型とすることは可能か。あるいは、通常の教育実習と異なり長期間に渡って継続的に実施する必要があるのか。
A 実施期間については制限はないため、大学及び実習校との調整により、短期集中型の実施としても差し支えない。

◆再課程認定質問回答集（No.268）

- Q 他校種の「学校体験活動」の流用について
教育実習に組み入れた場合、同一教科の中高免許を取得する場合、中高でそれぞれの「学校体験活動」に参加しなければならないとの解釈でよいか。
A 学校体験活動は、現行の教育実習と同様の基準により共通開設が可能となる。

◆再課程認定質問回答集（No.274）

- Q 「教育実践に関する科目」について、「学校体験活動」は、学校ボランティアとは異なると理解しているが、その設定に関わっては教育実習と同様の成績評価システム等の設定が必要なのか。
A 教育実習と同様の評価システムの設定までは求めないが、単位認定にあたっての評価基準等は示す必要がある。

◆再課程認定質問回答集（No.275）

- Q 栄養教育実習には学校体験活動に関する規定がないが、栄養教育実習の法定単位に新たに積み上げるのであれば、学校体験活動を設定することは可能か。
A
○栄養教育実習に「学校体験活動」を含めることができる規定を設けていないため、栄養教諭免許状においては、「教育実践に関する科目」の区分に「学校体験活動」を設定することはできない。
○栄養教諭の課程においては「教育実践に関する科目」に準ずる科目を設定できる旨の規定がないため、大学が独自に設定する科目としても学校体験活動を設定することはできない。
栄養教諭の課程において学校体験活動を履修させる場合は、免許状の授与要件の外で科目

を設置することとなる。

◆再課程認定質問回答集 (No.276)

Q 「学校体験活動」を「大学が独自に設定する科目」として設定する場合に、様式5号の内容、例えば、実習校の概要等を、シラバス等に記載する必要があるか。

A 「大学が独自に設定する科目」に「学校体験活動」を開設する場合においては、様式第5号への記載は不要となる。(一方、シラバスの作成は必要となる。)

◆再課程認定質問回答集 (No.278)

Q 「学校体験活動」を実施する場合、認定こども園での体験活動も教職科目として認定可能か。

A 幼保連携型認定子ども園であれば可能である。

◆再課程認定質問回答集 (No.282)

Q 手引きのP154（平成27年12月中央教育審議会答申（抜粋）学校インターンシップの実施イメージ）を見ると、学校インターンシップは「教育実習よりも長期間を想定」とあるが、学校インターンシップを実習の「一部とする」場合、通常の実習期間と同様に、例えば2週間集中など短期的な取り組みは可能なのか。それとも通常の実習とのすみ分けを明確にして、長期的な継続参加にする必要があるのか。

A 学校インターンシップの実施イメージ（平成27年12月答申の抜粋）は「実施イメージ」であり、学校体験活動は教育実習よりも長期間に渡った実施を想定しているが、実施期間について制限はないため、大学及び実習校との調整により、短期集中型の実施としても差し支えない。

◆再課程認定質問回答集 (No.283)

Q 「学校体験活動」を教育実習に含める場合は中学の免許を取得する時は中学に、高校の時は高校に行くのか。また、実習校に行くのか、大学近隣の学校に行くのか。

A

- 当該免許種の学校種に実習に行くことが望ましい。
- 当該免許種の学校種である以外には、学校体験活動を行うべき学校の要件は定められていない。
- なお、学校体験活動は中学校と高等学校において共通開設をすることが可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.57）

Q 教育実習の一部として学校体験活動を行う場合において、同一教科の中高免許を取得する際は中高それぞれの活動に参加する必要があるのか。

A 学校体験活動は、現行の教育実習と同様の基準により共通開設が可能であるため、学校体験活動が中学校及び高等学校で共通開設されている場合においては、中高両方の免許状の科目として使用することが可能である。

◆再課程認定質問回答集（No.284）

Q 学校体験活動は体験とはいえ、設定する場合には事前・事後指導が必要と思うが、事前・事後指導の時間数を含めて1単位としてよいか。その場合、体験活動そのものの時間は1単位分を下回ることとなる。

A

- 「学校体験活動」の体験における事前事後の指導についても「学校体験活動」の単位認定に係る一部分であると考えられるため、可能である。
- また、教育実習の事前事後指導（1単位）の中に学校体験活動の事前事後指導を含めても構わない。

⑧教職実践演習

◆文部科学省への質問と回答（教職実践演習・申請方法）（平成21年6月1日現在）No.47

Q 本学は複数の学部において中学校1種及び高等学校1種の課程のみを有しており、中・高の共通開設が可能です。したがってこの場合、学則上の教職実践演習の科目名称は、『教職実践演習』でよろしいでしょうか。つまり、『教職実践演習（中・高）』としなくてよろしいでしょうか。

A 『教職実践演習（中・高）』としてください。

◆文部科学省への質問と回答（教職実践演習・申請方法）（平成21年6月1日現在）No.48

Q 本学の教職課程は養護教諭免許のみですので、授業科目名を「教職実践演習（養護教諭）」ではなく、単に「教職実践演習」として良いですか。

A 免許状授与の際に分かりやすくするため、「教職実践演習（養護教諭）」としてください。

◆文部科学省への質問と回答（教職実践演習・申請方法）（平成21年6月1日現在）No.54

Q 本学においては学科毎に教職実践演習を設けようと考えています。各学科とも中学校及び高等学校の免許課程があります。できれば科目名を、「教職実践演習（中・高）」ではなく、

学科毎に「教職実践演習（英語）」「教職実践演習（社会・地理歴史・公民）」「教職実践演習（音楽）」としたいのですが、可能でしょうか？

A 基本的には校種を付記してください。また、加えて教科種を記載することも可能です。

⑨各教科の指導法

◆2021/11/2質問回答集 (No.28)

Q 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更されますが、シラバスの内容のみを変更し、変更届の提出は不要という手続きでよろしいでしょうか。

A 各教科の指導法は（　　）書きの文言変更のみの改正であるため、今回はシラバスの変更のみで構わない。このため、変更届は不要（授業科目名や教員の変更等する場合は通常の変更届を提出してください）。

◆2021/11/2質問回答集 (No.29)

Q 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の授業科目名について、規則の改正に伴い（　　）の文言が変更になったが、既存の科目の名称（現行：「教科教育法」「教科教材論」）についても、科目名の末尾に（情報通信技術…）を含めるなどの対応は必要か。

A シラバスにおいて情報通信技術の活用が確認できれば、情報通信技術の活用を含む旨の名称変更の必要はない。

⑩大学が独自に設定する科目

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.59)

Q 「大学が独自に設定する科目」について、改正前の「又は科目」のように、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができるのか。

A 「大学が独自に設定する科目」の考え方については、基本的には従前の「教科又は教職に関する科目」等のいわゆる「又は科目」の考え方と同じであり、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができる。また、「大学が独自に設定する科目」には、教科（領域）に関する専門的事項に準ずる科目として、理科や数学の免許状における「理数探究」のような教科を横断した科目や、幼小連携などの学校種の連携に主眼を置いた科目の設定も可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.60）

Q 「大学が独自に設定する科目」は、開設しないこととしても差し支えないか。

A 「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設している科目がそれぞれの最低修得単位数を満たしており、かつそれぞれの最低修得単位数を超える単位数の合計が「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数を超えている場合においては、「大学が独自に設定する科目」を開設しないこととして差し支えない。

◆再課程認定質問回答集（No.287）

Q 「大学が独自に設定する科目」は、開設しないこととしても差し支えないか。その場合、現行法における「教科又は教職に関する科目」の取り扱い同様、他の科目区分の最低修得単位数を超えた単位数をもって充足させることができると解してよいか。

A

○開設しないこととしても差し支えない。

○改正前の「教科又は教職に関する科目」と同様の取扱いと解してよい。

◆再課程認定質問回答集（No.313）

Q 「大学独自科目」欄に科目を設定しなくてよい条件とは何か。

A 「養護に関する科目」、「領域及び保育内容の指導法」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」、「教育実践に関する科目」の各科目区分において必要最低修得単位数を超えて修得する単位数が、「大学が独自に設定する科目」区分において修得を要する単位数より上回っている場合となる。（現行の「教科又は教職に関する科目」と同様の考え方となる）

◆再課程認定質問回答集（No.289）

Q 現在、本学養護教諭課程では、「養護に関する科目」及び「教職に関する科目」の必修合計を78単位とし、「養護又は教職に関する科目」については設定していない。「教科及び教職に関する科目」で、「大学が独自に設定する科目」の必修単位数分を含む必修科目を設定した場合、「大学が独自に設定する科目」を配置しないことも可能か。

A 可能である。

◆再課程認定質問回答集（No.290）

Q 「大学が独自に設定する科目」の授業科目は大学全体で各課程共通に開設するのか。それとも各課程ごとに設置するのか。

A それぞれの課程における各科目区分に準ずる科目内容となっている場合においては、大学で共通に開設することができる。

◆再課程認定質問回答集 (No.291)

Q 「大学が独自に設定する科目」はいわゆる教養科目（基礎科目）を含めることは可能か。

A 施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。

◆再課程認定質問回答集 (No.292)

Q 養護教諭の課程において、大学が独自に設定する科目として、例えば保健科指導法のような科目的設定は可能か。

A 「養護に関する科目」に準ずる科目内容であれば、可能である。

◆再課程認定質問回答集 (No.293)

Q 「大学が独自に設定する科目」の中に、選択科目扱いで、建学の精神と学校教育との関わりを学修する内容の科目、もしくは学部の教育理念を反映させる科目を置くことを構想しているが、問題はないか。

A 施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.62)

Q 社会福祉などの保育士養成課程の専門科目や特別支援学校教諭免許状の教職課程の科目を「大学が独自に設定する科目」に位置付けることは可能か。

A 施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。

【参照】「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号□

◆再課程認定質問回答集 (No.304)

Q 大学が独自に設定する科目に、学校体験活動に相当する科目をあてる場合、免許校種と体験活動を行う学校種の組み合わせに制約はあるか。あるいは、教育上意義があると大学で判断すれば、高校での体験活動を小学校免許の大学が独自に設定する科目の単位にあてても支障はないか。

A 施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。

◆再課程認定質問回答集（No.305）

Q 大学が独自に設定する科目の共通開設可能な範囲はどのような取り扱いになるのか。

A 現行の「教科又は教職に関する科目」と同様の考え方による。

◆再課程認定質問回答集（No.306）

Q 「大学が独自に設定する科目」について、免許の学校種によって増減があるが、すべての学校種に共通する科目を設定することも可能であると考えるがそれでよいのか。また、設定単位数の多い学校種では、それぞれの学校種に応じた設定を考えればよいのか。

A それぞれの課程における各科目区分に準ずる科目内容となっている場合においては、大学で共通に開設することができる。

◆再課程認定質問回答集（No.297）

Q 大学院の専修免許状の課程に関する科目は、「大学が独自に設定する科目」として開設することになるが、「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目」等に相当する内容の科目においては、一種免、二種免と同様に「アクティブ・ラーニングの視点」を取り入れた授業内容を必ず実施する必要があるか。

A 必ず含める必要はない。なお、平成27年度答申の趣旨を踏まえ、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れた授業の積極的な実施が期待される。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.61）

Q 専修免許状の教職課程の科目の開設にあたって、「教科に関する専門的事項」のみ開設し「教育の基礎的理解に関する科目等」は開設しないこととして差し支えないか。

A 差し支えない。

◆再課程認定質問回答集（No.298）

Q 専修免許状の課程における授業開設方法について

○教職課程認定基準5（手引きP81～）において、専修免許状の課程認定を受ける場合は、授業科目開設に当たっての施行規則に規定する事項による制限は規定されていない。

○一方で、手引きP45には、施行規則第2条第1項表に規定する科目区分ごとに授業科目を開設しなければならないような記載となっている。

○これらについて、施行規則第2条第1項表に規定する科目区分ごとに授業科目を開設しなければならないのか、又は、複数事項にまたがった授業科目の開設が可能なのか。

A

- 専修免許状取得における「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法については、施行規則第2条第1項表備考第十四号に規定している。
- 「大学が独自に設定する科目」については、現行の「教科又は教職に関する科目」の考え方から変更となっていないため、「教科及び教科の指導法に関する科目」などの各区分において一定程度の科目的開設及び履修を必要とはしない。（従前通り「教科に関する専門的事項」で24単位の科目を開設することも可能。）
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」など、科目区分の範囲内においては複数事項にまたがった科目を開設することが可能。

⑪コアカリキュラム

▼課程認定審査の確認事項

2 教育課程関係

- (6) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。
- ①教職課程コアカリキュラム
(令和3年8月4日教員養成部会)
 - ②外国語（英語）コアカリキュラム
(文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書)
 - ③特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム(令和4年7月27日 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定)

教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方については、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」において取りまとめられた資料（トップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 調査研究協力者会議等（初等中等教育）> 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会 > 教職課程コアカリキュラム）を参照してください。

コアカリキュラムは一種免許状・二種免許状の以下の科目の必修・選択必修科目に適用されます。

- ・教育の基礎的理解に関する科目等
- ・保育内容の指導法
- ・教科の指導法
- ・英語の教科に関する専門的事項に関する科目

令和4年7月には、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムも策定されました。

■全般

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.19）

- Q コアカリキュラムに示す「一般目標」又は「到達目標」を満たす上で、
- ① 単独の事項において、到達目標1)（または一般目標（1））を科目Aに、到達目標2)（または一般目標（2））を科目Bに分けて設定することは可能か。
- ② 単独の事項において、到達目標1)（または一般目標（1））に示す内容を、科目Aと科目Bに分けて設定することは可能か。
- ③ 事項AとBの両方を扱う科目Cにおいて、Aの到達目標1)（または一般目標（1））に示す内容と、Bの到達目標1)（または一般目標（1））に示す内容を両方含めた授業回を設定することは可能か。

A ①～③いずれについても、「一般目標」または「到達目標」いずれの場合も可能である。ただし、それらの科目は必修又は選択必修科目として位置づけ、免許状取得の要件を満たす上で必ず修得するように位置付ける必要がある。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.20）

- Q コアカリキュラムに示す内容は必修科目で扱う必要があるのか。選択科目も含めてもよいか。

A 教員免許状の取得に必要な必修科目、選択必修科目において満たすことが必要である。ただし、それらの科目は必修又は選択必修科目として位置づけ、免許状取得の要件を満たす上で必ず修得するように位置付ける必要がある。

◆再課程認定質問回答集（No.114）

- Q 専攻科にて、二種免と一種免の差分のみの科目を設置する場合において、コアカリキュラムの内容を満たす必要があるのか。

A 当該科目が必修又は選択必修科目である場合においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.26）

- Q 4年制の大学で一種免許状の認定を受けている課程において、二種免許状の授与要件だけを満たして卒業時に免許状を取得する場合がある。このような場合にも対応できるように、二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておく必要があるか。

A 二種免許状の授与要件に係る科目でコアカリキュラムの内容を満たせるように履修することが望ましいが、一種免許状の課程認定においては二種免許状に係る科目だけでコアカリ

キュラムの内容を満たせるように科目を構成しておくことは求められない。

◆再課程認定質問回答集（No.115）

Q 本学は「中国語」と「イスパニア語」の教職課程が設置されており、英語に準ずる形式での運用が行われることが多々あるが、今回の再課程認定においては「中国語」「イスパニア語」は今回の「英語コアカリキュラム」の内容に準じて検討する必要があるのか。

A

○英語以外の外国語については、「外国語（英語）コアカリキュラム」を満たす必要はなく「外国語（英語）コアカリキュラム対応表」の提出対象外となる。

○英語以外の外国語については、「教職課程コアカリキュラム」の「各教科の指導法」を満たす必要があり、これに係るコアカリキュラム対応表の提出は必要となる。

◆再課程認定質問回答集（No.118）

Q 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、コアカリキュラムでの到達目標数は中高ともに10であるが、このことは、大学での科目の設定において必要な単位数を中高ともに同一にすることが求められているとの理解なのか。また、英語のコアカリキュラム案では、「各教科の指導法」の単位は中高ともに8単位程度を想定しているが8単位の修得が必須なのか。また、英語以外の「各教科の指導法」に関しても同様の取扱いとなるのか。

A コアカリキュラムは大学における修得単位数を制限するものではなく、修得単位数の設定は施行規則に規定する範囲内であれば大学の裁量による。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.23）

Q 「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の到達目標の合計数は17個となるが、到達目標数が授業回数を上回っていても、目標を達成するための授業内容に無理がない構成であると大学が判断する場合において1科目（1回90分全15回）の中で、生徒指導と進路指導の複数事項を取り扱っても差支えないか。

A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、複数事項をまとめて1科目で開設しても差し支えない。なお、1科目で複数事項をまとめて開設する場合の留意点については、Q&Aの14を参照のこと。

◆再課程認定質問回答集（No.97）

Q 「各科目に含めることが必要な事項」を、異なる科目区分や事項に組み込むことは可能か。

A

- 「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目」などの各科目区分ごとに必要修得単位数が規定されるため、科目区分をまたがって複数の事項を含めた科目を設定することはできない。
- また、同一科目区分の1つの事項に他の事項の一部を含めた科目を設定することは可能であるが、1科目に複数の事項を含めた科目を開設した場合においては、各事項の体系性を確認することが難しくなり、また、各事項で扱う内容が相対的に薄くなってしまうため、事項ごとに内容を整理する（あるいは、科目を別に設定する）よう過去の審査会において指摘されたことがあるため、科目の設定にあたっては留意いただきたい。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.29）

Q 同一教科のクラス分け科目について、シラバスの内容が同一であれば、一方のクラスは専任教員、もう一方は兼任教員等の別の担当者であってもコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わないか。

A 同一科目のクラス分け科目について、教員が異なっていてもシラバスが同一であれば、シラバス及びコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わない。

同一科目で担当教員によりシラバスの内容が異なる場合においては、シラバス及びコアカリキュラム対応表はそれぞれ提出する必要がある。

◆再課程認定質問回答集（No.133）

Q 同タイトルで別々の教員が担当している授業があった場合にそれぞれでコアカリキュラム対応表を作成する必要があるか。

A

○同一名称の授業科目において、クラス分けなどにより複数の教員が担当する場合においては、各教員において授業計画の内容が異なる場合においては各クラスに対応するコアカリキュラム対応表の提出が必要となる。

○クラス分け科目であっても、全く同じ授業計画に基づくのであれば、コアカリキュラム対応表を複数提出する必要はない。

◆再課程認定質問回答集（No.134）

Q 今回、提示された教職課程のコアカリキュラムについて、各科目の「全体目標」、「一般目標」、「到達目標」をそれぞれシラバスの「授業の概要」、「授業のテーマ及び到達目標」にもれなく反映させなければならないのか。

A

○対応表にて確認を行うのは、コアカリキュラムに示す各到達目標と個別の授業計画とな

る。

○シラバス審査にあたっては、「授業のテーマ及び到達目標」などシラバス全体の記載において、各事項に定める内容が含まれているか全体的に確認を行う。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.21）

Q 各事項のカッコ書きの部分（「学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。」など）は、何回程度授業に含める必要があるのか。

A コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、授業回数を指定するものとはならない。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.28）

Q 専修免許状の課程について、「教職課程コアカリキュラム対応表」の提出は必要か。

A 不要である。

◆再課程認定質問回答集（No.149）

Q コアカリキュラムで新設される内容について、目標となる事項についてそれぞれ授業回数の規定はされるのか。また、当該科目の担当教員は、教育研究業績に当該事項のすべてについて活字業績が必要かオムニバスで対応する場合は、当該事項に関係のある部分の業績提出でよろしいか。

A

○施行規則に規定する最低修得単位数や課程認定基準に規定する最低開設単位数を上回つていれば大学の判断で自由な単位設定・授業開設が可能である。なお、授業回数がコアカリキュラムに応じた項目数に縛られる必要はない。

○オムニバスで担当する授業科目の場合は、教員審査においても担当部分のみの業績を確認する。

◆再課程認定質問回答集（No.150）

Q シラバスに記載する評価について、作成例では評価項目ごとの割合が記載されているが、割合で明示すべきか。

A 学生に授業の内容について事前によりよく認識させ、計画的・体系的な授業科目の選択が可能となるよう、学生に対する評価についても評価方法及び割合を明示することが望ましい。

◆令和6年度開設用手引きQ&A（No.25）

Q 教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）において、「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状取得のための全ての教育実習（教育実習の中に学校体験活動を含める場合においては、学校体験活動も含む。）について各到達目標を満たしていることを確認の上、確認欄に「○」印を記載すること。」とあるが、「全ての教育実習」に養護実習は含まれるのか。

A 養護実習については教職課程コアカリキュラムにおける「教育実習」とは異なる区分のため、対応表の提出は不要である。

◆再課程認定質問回答集（No.154）

Q 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）について、情報機器および教材の活用は、どのように各科目に盛り込めばよいか。

（例①）

保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ【必修】に内容を含む。

保健体育科教育法Ⅲ・Ⅳ【中のみ必修】には含まない。

（例②）

保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ【必修】および、保健体育科教育法Ⅲ・Ⅳ【中のみ必修】のすべての科目に内容を含む。

A 中学校（保健体育科教育法Ⅰ～Ⅳが必修）及び高等学校（保健体育科教育法Ⅰ、Ⅱが必修）の場合において、保健体育科教育法Ⅰ、Ⅱにて教職課程コアカリキュラムの内容を満たすのであれば、例①のように開設することができる。

◆再課程認定質問回答集（No.163）

Q 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）について、本学では中学校の指導法として4科目（各2単位）を修得させるが、4科目すべてに情報機器及び教材の活用を含まなければならないのか。

A コアカリキュラムにて示す内容が含まれていれば授業回数を縛るものではないため、必修科目のいずれかに「情報機器及び教材の活用」が含まれていればよい。

◆再課程認定質問回答集（No.166）

Q 中学校の教職課程では「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は8単位必修となるようであるが、本学では2単位の科目を4つ設定し、どの科目も必修とする予定である。その場合、情報機器及び教材の活用については、特定の1科目において集中的に取り扱い、他の3科目では扱わないことにして、シラバスを作成して問題はないか。あるいは、どの科目においてもシラバスで触れる必要があるか。

また、高等学校の教職課程では、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は4単位必修となるようであるが、上記と同様に考えてよいか。

A

- 御質問のとおりの開設方法で差し支えない。
- 高等学校の教職課程についても同様である。

◆再課程認定質問回答集（No.157）

Q 【コアカリキュラム対応表について】

作成例においては、「教育社会学」第12回目において（2）の1）と（2）の2）が「◎」となっている。複数の到達目標を1回の講義で満たすことは可能という意味と考えるが、この解釈でよろしいか。また、その場合の上限などはどうになっているか。

A

- 御質問のとおり、授業内容によっては1回の講義で複数の到達目標に「◎」が付される場合も考えられる。
- 1回の講義で複数の到達目標に「◎」が付される場合の上限の設定はない。

◆再課程認定質問回答集（No.158）

Q 【コアカリキュラム対応表について】

コアカリキュラム対応表において、例えば作成例における（1-1）の1）と2）であるが、同じ講義回に2つの項目に「○」がつく場合もあると思われるが、可能か。

A 御質問のとおり、授業内容によっては1回の講義で複数の「○」が付される場合も考えられる。

◆再課程認定質問回答集（No.159）

Q 【コアカリキュラムの構成について】

対応表においては、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」は、2科目で構成されているが、例えば教育社会学の中において学校安全を含めば1科目で構成しても問題ないか。

A コアカリキュラムに定める事項をカバーするための授業の構成は、各大学の創意工夫によるものであるため、御質問のような構成とすることも可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.31）

Q 「保育内容の指導法」の事項に、複数の領域について取り扱う授業（「保育内容総論」など）を開設しコアカリキュラムの内容を満たす際ににおいて、コアカリキュラム対応表には

どのように記載すればよいか。

A 当該科目に含まれる事項それぞれの「対応授業科目」欄に記載する。（5領域全ての内容を含む科目であれば、5領域全ての欄にそれぞれ記載する。）

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.32）

Q 1コマ90分半期15週実施している講義科目について、例えば1コマ105分半期13週とし、現状（1350分）より学習時間数は増加する（1365分）ような場合には、15回を下回る授業回数でシラバスを作成して構わないか。

A 学則などにより、大学設置基準第21条などで定める単位認定に必要な学修時間を満たしていることが明記されていれば、15回を下回る授業回数でもシラバスを作成することは可能。ただし、1回あたりの授業回の時間が90分～105分の範囲から極端に異なる場合は、シラバス中の授業計画欄にも1授業回あたりの時間（○分）を記載すること。

◆再課程認定質問回答集（No.164）

Q コアカリについて、「各科目に含めなければならない事項」に対応する科目が、例えば3科目としてあり、その中から1科目選択必修とする場合、当該3科目はいずれも対応する「到達目標」を満たすことが必要となるということでよいか。また、その場合、科目ごとに、シラバス上、到達目標を満たす回が異なってもよいか。

A

- 御質問のとおり、選択必修科目の全ての組合せにおいてコアカリキュラムに示す内容を含める必要がある。
- その場合において、選択必修の科目ごとに到達目標を満たす授業回が異なっていても差し支えない。

◆再課程認定質問回答集（No.165）

Q 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」のコアカリキュラムについて、3科目から1科目選択必修の場合において各科目には（1-1）、（1-2）、（1-3）はいずれかの内容を含めればよいが、（2）学校と地域との連携、（3）学校安全への対応の2項目は3科目全てに含める必要があるということか。

A

- （1-1）、（1-2）、（1-3）については、各科目においていずれかの内容が含まれていればよい。
- 3科目から1科目を選択必修する場合においては、御質問のとおり、教職課程コアカリキュラムで示す（2）と（3）の内容を選択必修の3科目全てに含める必要がある。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.33）

Q シラバス作成において、各学習指導要領に掲げる主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点を取り入れていることを明記する必要があるか。

A アクティブ・ラーニングに関する文言をシラバスに明記することは必須ではない。

授業内容の構成にあたっては、各学習指導要領及びコアカリキュラムの内容を踏まえて行うことが求められており、アクティブ・ラーニングについてはこれらの審査を通じて確認される。

◆再課程認定質問回答集（No.171）

Q 「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」コアカリキュラムの「（3）情報機器及び教材の活用」における到達目標：2) の情報モラルについて、幼稚園児を対象とするものはどういったものを想定しているのか。

A 例えば、「情報モラル指導モデルカリキュラム表」に示す、小学校低学年を対象とした情報モラルに関する内容を参考に、幼稚園の課程において、子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための指導法について取り扱うことが想定される。

「情報モラル指導モデルカリキュラム表」（平成19年）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm

◆再課程認定質問回答集（No.172）

Q 通信教育の課程におけるシラバスの授業計画については、通信教育課程の実態に即して、15回に拘らず記載してよいか。

A

○通信教育の課程における授業方法及び単位の計算方法については、大学通信教育設置基準3条及び5条において定められており、このうち「放送授業」「面接授業」「メディアを利用して行う授業」については、通学教育の課程と同様に、授業計画に授業回を記載することが必要。その際、授業回数については15回という制限ではなく、学則などで大学通信教育設置基準に定める1単位当たりの時間数を満たすことを明記していれば、15回に限られない。

○また、「印刷教材等による授業」については、授業計画の授業回に代わるものとして、教科書の章立てなどの印刷教材について、ある程度の学修のまとまり毎に記載し、回数については実情に応じて記載していただきたい。

○コアカリキュラム対応表は、上記のシラバスに記載する授業回又は学修のまとまりに基づいて作成する。

◆再課程認定質問回答集（No.173）

Q

- ・授業回数が15回に満たない（あるいは、4単位科目で30回の授業を行う）場合において「コアカリキュラム対応表」はどのように作成すればよいか。
- ・また、現地実習など、授業回数が明確に仕分けられない科目についてはどうか。

A

- 当該授業科目において実施される授業回数に応じて、コアカリキュラム対応表の「授業回」の列を削除（追加）して作成する。
- 実習系科目や通信教育課程の印刷教材による学修を行う科目など、授業回が明確に分類できない科目については、シラバスに記載する学修のまとめに基づいて作成する。

◆再課程認定質問回答集（No.210）

Q 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」においては、該当する全科のシラバスの内容及び担当教員の研究業績に「情報機器及び教材の活用」が必要となるのか。

A

- 「保育内容の指導法」に開設する全ての必修科目及び選択必修科目において、コアカリキュラムに定める内容が含まれているか確認を行うので、「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目を「保育内容の指導法」と分けて科目を開設することができる。
- また、教職課程コアカリキュラムの内容を満たす限りにおいては、「保育内容の指導法」として開設する科目の全てに「情報機器及び教材の活用」の内容を含めることは必須ではない。

■英語関係

◆再課程認定質問回答集（No.107）

Q 外国語（英語）コアカリキュラムの学習項目に「英文法」とあるが、「英語コミュニケーション」「英語学」「英語文学」「異文化理解」すべての分野において授業内で英文法を取り扱っている場合でも独立した科目を開講する必要があるのか。

A 独立した科目を開講することは必須ではない。

◆再課程認定質問回答集（No.117）

Q 外国語（英語）コアカリキュラム（案）によると、小学校教員養成課程の外国語指導法は【2単位程度を想定】とある。一方、中教審答申の別紙、見直しのイメージでは「（各教科それぞれ1単位以上修得）」とある。また、中・高等学校教員養成課程の英語科指導法は【8単位程度を想定】とある。一方、中教審答申の別紙、見直しのイメージでは「（一定の

単位数以上修得すること」とある。今後、コアカリキュラム（案）と見直しのイメージの関係（考え方）が、何らかの形で整理され、示されることになるか（施行規則改正や課程認定基準において、単位数が規定されるなど）。

A 当該単位数はコアカリキュラムの策定に際して想定した単位数を示したものにすぎず、施行規則に規定する最低修得単位数や課程認定基準に規定する最低開設単位数を上回っていれば大学の判断で自由な単位設定・授業開設が可能である。なお、課程認定に際してはコアカリキュラムに規定する内容が含まれているか等を審査するものであるため、コアカリキュラムで想定した単位数に縛られる必要はない。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.22）

Q 外国語（英語）コアカリキュラムの「教科に関する専門的事項（英語）」に記載のある【20単位程度を想定】について、カリキュラム（申請書）上において明確にする必要があるか。

A コアカリキュラムに示す単位数はあくまで「想定」のため、必ずしも20単位で構成する必要はない。なお、外国語（英語）の「教科に関する専門的事項」のコアカリキュラム対応表には「一般的包括的科目」について各到達目標に記載している内容が含まれているか確認の上、記載する。

◆再課程認定質問回答集（No.130）

Q 「外国語（英語）に関する専門的事項」において、外国語（英語）コアカリキュラムでは1単位程度の想定となっているが、1単位であれば計画として8回の授業回数でよいのか。また、単位数を2単位にするなど大学で設定してもよいのか。

A コアカリキュラムは大学における修得単位数を制限するものではなく、修得単位数の認定は施行規則に規定する範囲内であれば大学の裁量による。

◆再課程認定質問回答集（No.144）

Q 教職課程コアカリキュラムと外国語（英語）コアカリキュラムの両方が適用となる「各教科の指導法（英語）」は、どのようにして対応表を作成するのか。

A 外国語（英語）コアカリキュラムにより確認を行うため、対応表も外国語（英語）コアカリキュラムのみ作成する。

◆2021/11/2質問回答集（No.30）

Q 今回「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」のコアカリ改正が示されたが、「外国語（英語）コアカリキュラム」は改正がないため、「英語科の指導法」のコアカリに

については「変更なし」という認識でよいか。

- A 英語の各教科の指導法のコアカリキュラムの内容自体は変更はないが、事項名の（　）の文言の変更に伴うシラバス変更等は必要に応じて行ってください。

■情報・福祉

「情報」「福祉」の教科に関する科目については、含むべき内容について、平成12年6月29日付（文教教第8号文書）にて示されています。

「福祉」に関しては、平成22年3月31日付での免許法施行規則の改正により、新たに科目区分が2つ追加されました。そのことに伴う文部科学省による説明会（平成22年5月13日開催）時に配布された資料記載の内容を追記しています。

平成12年6月29日付（文教教第8号文書）資料3

教科「情報」に係る教科に関する科目

○ 情報社会及び情報倫理

情報化が社会に及ぼす影響、情報倫理等を理解する科目

<主たる内容>

情報化と社会、著作権等の知的所有権、情報モラルなど

○ コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）

コンピュータ及び情報処理に関する基本的な知識・技術等を習得する科目

<主たる内容>

ハードウェア、ソフトウェア、アルゴリズム、プログラミング、計測・制御など

○ 情報システム（実習を含む。）

情報システムの設計、管理、運用に関する知識・技術等を習得する科目

<主たる内容>

データベース、情報検索、情報システムの設計と管理など

○ 情報通信ネットワーク（実習を含む。）

情報通信ネットワークの構築や運用管理、活用に関する知識・技術等を習得する科目

<主たる内容>

通信ネットワーク、コミュニケーション、セキュリティなど

○ マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）

マルチメディアを活用した表現・処理に関する知識・技術等を習得する科目

<主たる内容>

情報メディア、図形処理と画像処理、マルチメディア表現、シミュレーションなど

○ 情報と職業

情報と職業についての関わり、情報に関する職業人としての在り方等を理解する科目

<主たる内容>

情報化社会の進展と職業、職業倫理を含む職業観と勤労観など

平成12年6月29日付（文教教第8号文書）資料4

教科「福祉」に係る教科に関する科目

○ 社会福祉学（職業指導を含む。）

社会福祉を学ぶ上での基礎となる科目

<主たる内容>

社会福祉の理念、社会福祉の歴史、社会福祉法制、社会保障制度、職業指導（福祉に関する職業、及び倫理を含む職業観・勤労観）

○ 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉

各社会福祉分野の対象・制度・実践等を具体的に理解する科目

<主たる内容>

高齢者福祉の実際、児童福祉の実際、障害者福祉の実際

○ 社会福祉援助技術

社会福祉実践における社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）を理解する科目

<主たる内容>

社会福祉援助技術の考え方と方法、社会福祉援助技術の各論（個別的な援助、集団及び家族への援助、地域を基盤とした援助）、社会福祉計画、社会福祉運営管理、社会福祉調査、社会活動法

○ 介護理論及び介護技術

社会福祉実践における介護技術（ケアワーク）を理解する科目

<主たる内容>

介護技術の考え方と方法、基本的な介護技術（衣食住を中心とした自立生活支援のための介護技術：環境の整え方、食事、排泄、清潔、着脱、運動移動、福祉用具の活動）

○ 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）

社会福祉の実践現場における体験等を通し、各科目の統合的な理解を図る科目

<主たる内容>

- ① 社会福祉援助実習（学内における事例研究、社会福祉援助に関する演習、社会福祉調査実習）
- ② 介護実習（福祉施設等における介護の実際、福祉施設における介護技術・社会福祉援助技術等の総合的実習）

※いずれの実習についても、適切な内容及び時間数を確保する必要があること

「福祉」の課程認定申請に係る説明会（平22/5/13開催）資料3

- 人体構造及び日常生活行動に関する理解

<こころとからだのしくみの基礎的な領域>

こころとからだのしくみ（心理面及び身体面）の基本的な理解を図る科目

<科目内容>

生活行動（身じたく・移動・食事・入浴・清潔・排泄・睡眠等）と人体の関係、人体の構造、各部の名称と役割

- 加齢及び障害に関する理解

<こころとからだのしくみの基礎的な領域>

加齢、障害にかかる基礎的な理解を図る科目

<科目内容>

発達と老化、欲求と適応機制、認知症の理解（認知症の特徴と日常生活）、障害の理解（障害のとらえ方、各障害の特徴と日常生活）

※「こころとからだのしくみ」：介護福祉士の新養成課程として厚労省が出している「想定される教育内容（例）」の領域名称

(2) 共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

(3) 施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。

(4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各

教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。

（5）大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。

▼実地視察報告書より

- 人間科学部こども発達学科の教職課程の「教職に関する科目」の必要専任教員について、適切に配置されていない状況を確認したため、教職課程認定基準に定める必要専任教員を配置するなど、速やかに是正すること。
- 電子光工学科及びグローバルシステムデザイン学科の教職課程の「教科に関する科目」の必要専任教員について、適切に配置されていない状況が確認されたため、教職課程認定基準に定める必要専任教員を配置するなど、速やかに是正すること。
- 「教職に関する科目」における必要配置専任教員について、1名不足しているように見受けられた。再度確認の上、教職課程認定基準を満たすように速やかに是正すること。
- 専任教員の退職により、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を下回っている課程については、速やかに必要教員数を満たすように努めること。
- 「教職に関する科目」について、原則として、学科等ごとに開設することとしているところ、法学部法律学科の「教職に関する科目」の専任教員数は現在0人となっており、教職課程認定基準を満たしていないことから、基準を満たすよう、早急に改善を行うこと。

◆手引き別冊Q&A（No.88）

- Q 課程認定申請書に記載する授業科目の担当教員は、認定後4年間の計画を示すのか、それとも認定年度の状況を示すのか。

A 認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況（大学であれば4年間、短期大学であれば2年間）を計画的に記載することとなる。

専任・兼任・兼任教員すべて、認定後完成年度までの計画を立てて配置することになっていきます。

▼申請書を提出してから認定を受けるまでの間で、教職課程の担当教員が、やむをえない事由により変更する場合《[教員養成部会（第93回）（平28/7/4開催）資料2-1](#)》

4. 教職課程認定審査運営内規の一部改正について

6 教職課程の認定後に教育課程を変更する場合の取扱いについて

- (1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間にやむを得ない事由により次の各号に該当する事項の変更が生じた場合には、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。
- ① 専任教員を変更する場合
 - ② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合
 - ③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- (2) 書類審査においては、「3 書類審査」を準用する。
- (3) 変更可否の結果は、部会に報告する。

注1：教職課程の認定は、完成年度までその内容を確実に履行することを前提としているので、当該教職課程の初年次の活動が開始するまでは、上記以外の変更は認めない。

注2：「やむを得ない事由」とは、専任教員の退職（死亡）あるいは病気休業、産前産後の休業、育児休業又は介護休業などにより専任教員が長期間休業となることで、専任教員を変更せざるを得ない状況が、申請時には予見できない社会通念上相当であると認められる理由により生じた場合などとする。

5. 手続き及び審査スケジュールについて

- ・内規改正後の、認定後に教育課程を変更する場合の手続き及び審査スケジュールは以下のとおりとする。なお、審査書類提出期限の2月中旬以降に変更が生じた場合は、従来どおりの手続きによるものとする。

12月中旬 教職課程認定通知書送付とあわせて、認定大学等へ審査書類提出要領及び提出期間について案内

2月末 審査書類提出期限

3月中旬 課程認定委員会による書類審査

3月下旬 認定通知送付

平成28年度開設分までは、このような状況が生じた場合には文部科学省まで相談してくださいというQ&Aの記述にとどまっておりました。

しかし、認定年度前年度の12月には認定の判定がなされる現在のスケジュールにおいて、やむをえない事由による変更が生じる可能性が高くなっているため、内規の改正が行われました。

注1の記載にありますとおり、認定年度（当該教職課程の初年次の活動開始後）の4月以降については、教育課程の変更届により届け出ことになります。

◆再課程認定質問回答集（No.3）

Q 改正後の必要専任教員数の取り扱いはどうなるのか、また旧課程と新課程が並存する場合の専任教員の取り扱いはどうなるのか。

A

○専任教員の算定基準については手引きを参照。

○認定を行うのは新基準による平成31年度以降の課程となるため、平成30年度以前の課程と専任教員が重複することは可能。

新課程と旧課程は別のものとして取り扱います。

◆再課程認定質問回答集（No.73）

Q 専任教員2名によるオムニバス授業を担当し、単独の科目を担当しない場合は、専任教員2名として必要専任教員数に含めることは可能か。

A 可能である。

(6) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

▼課程認定審査の確認事項

3 教員組織関係

(1) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

▼教育又は研究上の業績及び実績の考え方

（平成23年3月9日課程認定委員会決定〈令和元年12月12日一部改正〉）

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）3（3）<令和3年改正で（6）に繰下げ>に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。

1. 基本的な考え方

- 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。
例えば、教職に関する科目的「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。
- 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全く無い場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。

2. 教員等の実務経験のある教員についての取扱い

- 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文が無い場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。
- 上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が含まれていることが必要である。

3. 担当教員の業績及び実績の考え方

- 「各教科（保育内容）の指導法」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の授業科目を担当する教員の業績については、大学生や成人を対象とした研究業績等のみでは不十分であり、原則として学校教育段階の研究業績等が必要である。
- 「教育に関する理念並びに教育に関する歴史及び思想」など、複数の要素を取り扱う事項の授業科目を担当する教員については、当該授業科目で中心となる要素に関する研究業績等を有し、当該授業科目の内容からおおむね担当できるとみられる場合には、原則として担当「可」とする。
- 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」における発達及び学習の過程を両方含んだ授業科目を担当する教員については、発達心理学又は学習心理学のいずれかに関する研究業績等を有し、当該授業科目の内容からおおむね担当できるとみられる場合には、原則として担当「可」とする。

◆教員に必要な業績

平成24年3月23日に開催された「平成23年度教職課程認定に関する事務担当者説明会」での配布資料「課程認定に係る留意事項等について」13~16頁で左記のとおり説明がなされています。

▼平成23年度教職課程認定に関する事務担当者説明会配布資料

- 大学設置基準上の教員としての資格要件を満たした上で、教職課程において担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要。
→ 既に大学の専任教員（教授）ではあるが、教職課程の担当教員として不可の判定が出ることもある。

(例)

物理学（専攻） → 化学（教科に関する科目） ×
法律学（民法）（専攻） → 倫理学（教科に関する科目） ×
体育学（専攻） → 体育科指導法（教職に関する科目） ×

(委員会で指摘される事項例)

【授業科目名】	【含めることが必要な事項】	【教員の業績】
教育心理学	教育心理学 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程を含む。）	臨床心理（うつ、神経症等の専門家）、カウンセラーとしての業績のみ を有する者の場合 →教育心理学（成長、発達、学習等）に関する教育研究業績が必要。
教育相談	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	臨床心理（うつ、神経症等の専門家）、カウンセラーとしての業績のみ を有する者の場合 →いじめ、不登校等の諸課題及びそれらに関するカウンセリングに関する教育研究業績が必要。
○○教育法	各教科の指導法	当該教科に関する学問の専門的な教育研究業績のみの場合 →教科教育に関する教育研究業績が必要

- 実務の経験を有する教員を登用する場合、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文が無い場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要。
- 上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。



- 全く業績がない場合は、客員教授等として任用した上で、知見の理論化や一般化に係る業績を積んだ上で専任教員として登用することが望まれる。

▼栄養に係る教育に関する科目の担当教員について（平16／12／24教職員課事務連絡）

栄養に係る教育に関する科目の担当教員について

栄養教諭の養成段階においては、栄養教諭としての職務内容を適切に行うための資質能力の基礎として、栄養に関する専門性と教職に関する専門性を身に付ける必要がある。

そのため、双方の専門性を橋渡しする科目として、栄養に係る教育に関する科目は特に重要であり、栄養教諭としての職務を行うための実践的指導力を身に付けさせる内容であることが必要であることから、教授する教員体制については、学校全体での食に関する指導のあり方、学習指導要領における食に関する領域・内容、指導方法、学校給食の教材としての活用その他について理解し、かつ、実践又は経験又は研究していることが必要と考えられる。

審査に当たっては、特に下記の点について留意するものとする。

- ①「食に関する指導の方法に関する事項」の部分は児童生徒に対する食に関する指導の実績が、例えば、学校における食に関する指導計画の作成に参画したことがある等、ある程度体系的に指導したものと認められる程度の回数及び内容を有していること。
- ②その際の指導実績の内容も、生活習慣病の一次予防等のための望ましい食習慣の形成に係るものはじめ幅広い指導歴を必要とするものである。
- ③「食に関する指導の方法に関する事項」の部分以外は、食に関する指導歴があり、担当部分に関する業績を必要とする。

とするのが適切と考えられる。

なお、これまでの教育研究業績が、管理栄養士養成課程における科目内容に係るもののみであったり、栄養に関する個別相談、学校の全体行事や学級活動で講演、話、料理教室等を散発的に行った等のみでは、上記の指導力を学生に身に付けさせられると考えるのは困難と思われる。

また、「食に関する指導の方法に関する事項」における担当教員については、単独として当該科目を担当するには教育研究業績が不足している場合、複数担任とするなどの方策も考え

られる。その際には、適切な授業分担等、当該科目の授業構成が体系的に構築されるよう留意するものとする。

◆再課程認定質問回答集（No.363）

Q 【教員の資格について】

課程認定における教員の学位について基準を設けるのか。学位取得者の比率などを規定する予定はあるのか。

A 課程認定審査においては、学位に関する要件を定めていない。

◆再課程認定質問回答集（No.338）

Q 担当教員の年齢に制限（定年までの期間）はあるか。

A 課程認定上において教員の年齢制限はないため、大学教員として採用及び授業の担当が可能であれば可能である。

◆再課程認定質問回答集（No.333）

Q 教職課程の授業を担当する教員について、執筆した論文数等の採用基準は設けられるのか。

A 論文数や執筆ページ数についての定量的な基準は設けられていない。

◆再課程認定質問回答集（No.334）

Q 教員業績書について、「直近10年の業績」を記載すると言われているが、業績は10年以内に1つあればよいのか。それとも複数必要か。複数必要であるならば、いくつ必要か。

A 教員業績の審査にあたっては、「担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要」であり、論文の本数を求めるものではない。（「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」参照）

◆再課程認定質問回答集（No.335）

Q 教員業績において、一つの論文と一冊の書籍のカウント上の違いはあるのか。

A 教員業績の審査にあたっては、「担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要」であり、論文の本数を求めるものではない。（「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」参照）

◆平成25年度教職課程認定説明会（平26/3/19開催）資料 質問と回答

Q 課程認定を受けようとする課程の授業科目的担当教員の審査は、平成23年3月9日課程

認定委員会で決定された「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」に基づき行われるとのことですが、申請に際し、担当教員の選出にあたっては、担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績をどの程度有していれば審査をクリアできるかがわからないため、苦慮している状況にあります。

教員の学歴、学位、業績、職務上の実績等を勘案した上で審査される旨、教職課程認定基準には明記されていますが、業績については、最低限何編なければならないといった基準がありますでしょうか。

A 著書や学術論文等の本数について、最低限何編あれば問題ないとの基準は大学の設置等に係る教員審査と同様に数的基準を示しているところではありません。認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、有識者に審査いただいているところです。

ただし、手引き 191 頁<令和 5 年度開設用手引きでは 162 頁>にある「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」にするとおり、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等の知見理論化や一般化された活字業績が全く無い場合には、当該科目を担当するに十分な能力を有する者であると認めることは難しいと考えているところです。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.98)

Q 活字業績について、最低限必要な論文の本数はあるのか。

A 論文数や論文の形態（著書、論文、教育実績記録等）及び単著共著の別、執筆ページ数についての定量的な基準は設けられていない。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.96)

Q 音楽や美術関係でのコンクール発表等を「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載することはできないのか。

A 演奏会や展示会のみをもって「活字の業績」とみなすことができないため、「担当授業科目に関する研究業績等」に記載はできない。演奏会や展示会の実績は「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載することとなる。

◆再課程認定質問回答集 (No.326)

Q 授業科目に類する研究紀要あるいは音楽や美術関係でのコンクール発表等では、科目の業績にはならないのか。

A

○演奏会や展示会のみでは本人の活字業績とみなすことができないため、「担当授業科目に関する研究業績等」に記載はできない。

○「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能。

◆再課程認定質問回答集（No.328）

Q 音楽担当の教員は、楽譜などとは別に論文の業績が必要となるのか。作曲した業績は認められないのか。

A

○作曲のみでは本人の活字業績とみなすことができないため、「担当授業科目に関する研究業績等」には記載できない。

○「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能。

◆再課程認定質問回答集（No.345）

Q 「担当授業科目に関する研究業績等」は実技科目(音楽)と関連がある場合、以下の3つの例は（その他）に該当するのか。

- ①作曲をした作品（楽譜に残る）、②他人のリサイタルプログラムに書いた解説、③他人のCDの曲目に書いた解説。

A 「担当授業科目に関する研究業績等」は活字の業績を記載する欄となるため、①は記載できない。（「教育上の能力に関する事項」あるいは「職務上の能力に関する事項」に記載）

②、③は記載可能だが、当該解説書に本人の氏名が明記されている必要がある。

◆再課程認定質問回答集（No.360）

Q 演奏会、展示会、作曲等について、音楽や芸術の担当教員については、活字業績でない実績を実務家教員と同様「職務上の実績に関する事項」に記載してよいか。また、演奏会、展示会等におけるプログラム（や、プログラム内に記載されている解説等）は、大学が活字業績にふさわしいと判断すれば、研究業績等の「その他」に記載してよいか。

A

○活字化されていない業績については、「教育上の能力に関する事項」や「職務上の能力に関する事項」に記載することができる。

○CDの解説書や、演奏会のパンフレットにおいて活字化された解説文を記載している場合においては、「担当授業科目における研究業績等」に記載することは可能。

◆再課程認定質問回答集（No.376）

Q 教員が執筆した解説文を音声として含むDVDは活字業績として記載可能か。

A

○当該DVDに解説文（DVDのコンテンツの中に音声として含まれていても構わない）が記

録されており、当該教員がそれを執筆したことが確認できるのであれば、活字業績として記載可能である。

○DVDの制作は「教育上の能力に関する事項」に記載することは可能。

◆再課程認定質問回答集（No.372）

Q 中・高「保健体育」の「教科に関する専門的事項」の実技科目の担当教員の場合、「担当授業科目に関する研究業績等」の欄に競技成績を記載することは可能か。

A

○競技成績は活字業績ではないため、「担当授業科目に関する研究業績等」には記載できない。

○当該競技成績が担当授業科目と関連のある職務上の実績に該当する場合においては「職務上の実績に関する事項」の（その他）に記載することが可能。

◆再課程認定質問回答集（No.356）

Q 教員審査の方法 研究業績の審査基準の詳細について、ポスター発表、口頭発表で概要が冊子になっている場合でも全く評価対象ではないのか。また、実習科目の場合、作品発表は評価対象ではないのか。

A

○「担当授業科目に関する研究業績等」については、当該教員の活字業績を記載する欄となるため、「口頭発表の概要」は本人が執筆した業績とはみなせないため、記載はできない。

○活字化されていない業績については、「教育上の能力に関する事項」や「職務上の能力に関する事項」に記載することが可能。

○教員業績の考え方については、[説明会資料の資料3〈資料2の誤り〉](#)を参照。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.97）

Q 活字業績について、最低限必要な執筆分量はあるのか。

A 業績審査に係る執筆の分量については、当該業績の概要や「教育上の能力に関する事項」「職務上の実績に関する事項」も含めて総合的に審査を行うため、一概に示すことはできない。ただし、（あくまで目安であるが）活字の総執筆分量が一桁ページの場合は、業績追加の指摘がなされる可能性が非常に高いため、留意いただきたい。

◆再課程認定質問回答集（No.365）

Q 学会及び研究会等の発表にともなう発表論文集や発表要旨集などで1論文あたり5ページに満たない業績も「活字業績」として扱ってもよいか。

A 1論文の執筆ページ数により「活字業績」に記載することを制限することはない。

◆再課程認定質問回答集 (No.358)

Q 授業科目に類する学内研究紀要への論文掲載は活字業績とみなして良いと判断して良いか。

A みなしてよい。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.98)

Q 学会によっては紙媒体の論文集を廃止し、インターネット上での論文集のみを掲載している場合があるが、「活字業績」として扱ってよいか。

A 活字化し公刊されている場合においては、紙媒体で発行されていない状態でも差し支えない。その場合においては、当該業績の執筆ページ数はA4用紙に換算の上記載する。

◆再課程認定質問回答集 (No.370)

Q 学会等の口頭発表は含まないとあるが、活字化され出版されている発表予稿集（完全原稿）を活字業績とすることは可能か。

A 活字化され既に公刊されているものであれば、可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.100)

Q 授業で使用する自作のテキストをシラバスに添付しインターネット上に公開しているが、「活字業績」として扱ってよいか。

A 広く一般的に閲覧が可能な状態でインターネット上に公開しているのであれば、当該業績は「公刊」されているとみなされるが、自作のテキストを研究業績とみなすことはできないため、「担当授業科目に関する研究業績等」欄への記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の作成した教科書・教材として記載が可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.101)

Q 自作のテキストを冊子媒体にして授業中に配付しているが、（著書）の「活字業績」として扱ってよいか。

A 出版社を通じて流通し、書店などにおいて販売されている書籍についてのみ（著書）として記載可能であるため、冊子化されていても流通・販売されていない場合は（著書）として記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関

する事項」の作成した教科書・教材として記載が可能である。

◆再課程認定質問回答集（No.357）

Q 授業で使用する自作のテキストをシラバスに添付し公開しているが、公刊物として認められるか。

A 広く一般的に閲覧が可能な状態でWEB上に公開しているのであれば、自作テキストでも公刊物としてみなされる。この場合、「担当授業科目に関する研究業績等」の（その他）の区分に記載は可能である。ただし、過去の審査結果を踏まえると、当該業績のみをもって担当「可」の判定となることは難しいため、留意いただきたい。

◆再課程認定質問回答集（No.377）

Q 自作のテキストをシラバスに添付してWeb上にて公開していれば公刊物とみなされる、ということについて。自作のテキストを、大学のHPで公開されているシラバスに添付していれば、それは公刊物とみなされるという理解でよいか。

A

○広く一般的に閲覧が可能である、大学のホームページに掲載されている状態であれば（その他）区分の公刊物として記載することが可能である。（学内関係者のみが閲覧できる状態では公刊物とはみなすことができない。）

○ただし、記載が可能であるとしても、過去の審査結果を踏まえると、当該業績のみをもって担当「可」の判定となることは難しいため、留意いただきたい。

◆再課程認定質問回答集（No.341）

Q 最近学会によっては紙媒体の論文集を廃止し、Web上での論文集のみの場合があるが、「活字業績」として扱ってよいか。

A

○活字化し公刊されている場合においては、紙媒体で発行されていない状態でも差し支えない。

○その場合においては、当該業績の執筆ページ数はA4用紙に換算の上記載する。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.102）

Q 「学校経営計画」や「年次指導計画」など、実務のための書類として作成・公表するような年度計画やリーフレットを「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載できるか。

A 実務のための書類として作成・公表するような年度計画やリーフレットは内容により、「担当授業科目に関する研究業績等」の（その他）又は「教育上の能力に関する事項」若し

くは「職務上の実績に関する事項」の「5. その他」に記載可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.103)

Q 科学研究費助成事業の報告書を、「担当授業科目に関する研究業績等」の（学術論文等）として記載できるか。

A 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の報告書は、「担当授業科目に関する研究業績等」の（その他）として記載すること。

◆再課程認定質問回答集 (No.381)

Q 「担当授業科目に関する研究業績等」について、以下のものは「教科に関する専門的事項」科目の活字業績に該当するか。

本人執筆の、①図録、画集における作品解説、表現法等考察文 ②新聞掲載の解説文、論考等

③展覧会開催に合わせて作成、公開、配布された図録、パンフレットにおける作品解説、制作意図の解説、論考等。特に①については、一つの作品をめぐる位置づけや制作意図の解説から研究論文まで多様であるが、大学がふさわしいと判断した上で様式第4号において「学術論文等」や「その他」に区分記載してよいか。

A

○全て公刊されているものであることを前提とした場合、①～③全ての場合において活字業績として記載可能である。

○「学術論文」などの区分方法については、手引きP60～63に要件を記載しており、それ以外の業績については全て「その他」として記載する。

◆再課程認定質問回答集 (No.383)

Q 実務家教員の定義について、例えば、大学設置基準のように「実務経験〇年」、「離職後〇年以内」といった具体的な年数や、一般教諭と校長経験者の違い等があるのか。

A 教職課程認定においては実務家教員についての定義は特に定めていない。大学設置基準上の実務家教員ではなくても「職務上の実績に関する事項」への記載は可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.104)

Q 実務家教員の定義について、例えば、大学設置基準のように「実務経験〇年」、「離職後〇年以内」といった具体的な年数や、一般教諭と校長経験者の違い等があるのか。

A 教職課程認定においては実務家教員についての定義は特に定めていない。大学設置基準上の実務家教員ではなくても「職務上の実績に関する事項」への記載は可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.105）

Q 「職務上の実績に関する事項」は、いわゆる「実務家教員」のみが記載可能な項目なのか。

A 実務家教員でなくても、「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.106）

Q 「職務上の実績に関する事項」は当該免許状の学校種に基づくもののみ記載可能なのか。

A 「職務上の実績に関する事項」については担当授業科目と関連のある内容を記載する。記載する学校種は限定されないが、当該免許状の学校種に基づいている方が望ましい。

◆再課程認定質問回答集（No.213）

Q 小学校や保育園の教員としての経験を、幼稚園の教職課程科目の担当する際の「教員の職務上の実績」として加えることは可能か。

A 当該教員が学校現場等において担当授業科目と関連のある実務経験（職歴）を有している場合においては、「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能である。

◆再課程認定質問回答集（No.379）

Q 教育研究業績書において、「職務上の実績に関する事項」が追加となったが、「教育上の能力に関する事項」及び「担当授業科目に関する研究業績等」の業績が十分と認められれば、「職務上の実績に関する事項」に記載がなくても審査に通ると考えてよいか。

A 「職務上の実績に関する事項」がなくても、「教育上の能力に関する事項」及び「担当授業科目に関する研究業績等」が十分であれば担当「可」となりうる。

◆再課程認定質問回答集（No.375）

Q 教員研究業績書に新たに加わった「職務上の実績に関する事項」について。この事項は「実務家教員」だけが書けるのか、それとも「実務家教員」に該当しない教員も書けるのか。

A 実務家教員でなくても、「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能である。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.107）

Q 「職務上の実績に関する事項」について、何らかの記載が必須となるのか。

A 「職務上の実績に関する事項」への記載は必須ではない。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.108）

Q 活字業績がない場合でも、職務上の実績において顕著な業績があれば「総合的に判断して」授業科目担当「可」となる場合があるのか。

A 職務上の実績を有している場合であっても、活字の業績が一切ない場合は、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であると認められない。

◆再課程認定質問回答集（No.342）

Q 総合的な判断とは、活字刊行業績がなくとも、学校現場での経験や実績で顕著な業績があれば総合的に科目を担当できるという判断がなされることがありうるという解釈で良いか。

A 職務上の実績を有している場合であっても活字の業績が一切ない場合は、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であると認められない。

◆再課程認定質問回答集（No.384）

Q 「指導法に関する科目等」の「教育の基礎的理解に関する科目」にある「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の1単位分を充てる科目は実務家教員と本学教員で共同で担おうとしているが、当該実務家教員に教育課程や支援の方法の理解が確認できる場合に活字業績が必要となるのか。

A 職務上の実績を有している場合であっても、活字の業績が一切ない場合は、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であると認められない。（オムニバスや複数担当でも同様）

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.109）

Q 「直近10年以内の教員審査における審査結果を尊重する」とあるが、「直近10年以内に教員審査を通過している教員については、教員審査は行わない」あるいは「業績書の提出は必要ない」と同義であると理解してよいか。

A 同義ではない。「過去の審査結果を尊重」するが、教員審査は実施するため、直近10年以内に教員審査を通過している教員であっても業績書の提出は必要であり、また、課程認定委員会の審査において指摘をされる可能性はあるため、留意いただきたい。

◆令和5年度開設用手引き別冊Q&A（No.109）

Q 「教員審査」には、変更届の内容も含まれるのか。

A 「審査結果」なので、変更届による変更は含まれない。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.110）

Q 業績不足が懸念される場合において、諮問前に業績を追加することは可能か。

A 申請書提出後に公刊された業績を追加することはできない。

◆再課程認定質問回答集（No.378）

Q 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を担当しようとする者は、当該教科の学問領域に関する業績も必要となるのか。

A

○「教科に関する専門的事項」についてはその学問領域についての業績が必要となるが、「各教科の指導法」においては必ずしもその学問領域についての業績は必須とはならない。

○一方、「各教科の指導法」については当該教科の指導法に関する業績が必要となり、特定の分野に先鋭化し過ぎている業績のみ記載されている場合においては、業績追加の指摘がなされる可能性があるため留意していただきたい。

◆再課程認定質問回答集（No.369）

Q 【幼稚園】「教育の方法及び技術（情報機器・教材活用含む）」の授業科目を担当する教員には幼稚園に特化した業績が必要か。

A

○幼稚園、または隣接校種の業績が望ましい。

○過去の審査会での指摘を踏まえれば、例えば幼稚園の教職課程で高等学校の業績のみ記載している場合においては、業績追加または教員追加（変更）の指摘がなされる可能性が高いため、留意いただきたい。

◆再課程認定質問回答集（No.339）

Q 「教科及び教科の指導法に関する科目」等、アクティブ・ラーニングの視点を取り入れることになる科目においては、科目担当教員に必ず過去10年以内のアクティブ・ラーニングに関する公刊された活字業績が必要か。

A アクティブ・ラーニングについての個別の業績は必須とはならない。

◆再課程認定質問回答集（No.346）

Q 今般の学習指導要領改訂でアクティブ・ラーニングが追加されたかと思うが、教科の指導法の担当教員にはアクティブ・ラーニングに関する研究業績が必要か。

A アクティブ・ラーニングは授業改善の「視点」であり、免許法施行規則に明示された事項

ではないので、必ず当該業績を求めるものではない。なお、授業科目の中でアクティブ・ラーニングについて扱う内容があるのであれば、当該内容を教授できる業績が求められることとなるが、その場合でも、それに特化した業績でなければならないというわけではない。（[説明会資料2 再課程認定申請について p.7](#)のとおり）

◆[再課程認定質問回答集](#)（No.252）

Q 小・中学校の総合的な学習の時間の実践を具体的に検討した業績（例えば、小・中学校の我が国の伝統的文化の学習の授業実践について検討した書籍など）があれば、高校用の「総合的な学習の時間の指導法」の業績として認められるか。

A 学校種は問わないが、当該学校種又は隣接校種の業績が望ましい。

◆[再課程認定質問回答集](#)（No.354）

Q 「総合的な学習の時間の指導法」は共通開設が可能と課程認定基準に定められているが、学校種をまたいで共通開設している「総合的な学習の時間の指導法」を担当する教員はすべての学校種に応じた業績が必要となるのか。

A 当該科目の担当が可能な範囲においては、必ずしも全ての学校種に対応した業績は要しない。

▼課程認定審査の確認事項 3

（2）小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてることを可能とする。

◆[2021/11/2質問回答集](#)（No.12）

Q ICT事項科目の担当教員について、「当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてることを可能とする。」とある。課程認定審査で「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」の担当者としての審査は受けていなくても、これらに関する業績があり、かつICT教育についての業績がある者であれば、担当は可能という認識でよいか。

A ご認識のとおり。

◆[2021/11/2質問回答集](#)（No.16）

Q

①課程認定申請書を提出する場合、「ICT 事項科目」に係る第 4 号様式（履歴書・教育研究

業績書)について、身分が専任教員、兼担・兼任に拘わらず「ICT 事項科目」のほか「教育の方法及び技術」、「各教科の指導法」のいずれかの業績が必要であるか。

②現在、「教育の方法及び技術」に関する業績を保有しているが、別の教員が「教育の方法及び技術」の事項科目を担当している場合でも、ICT 事項科目の担当教員として届出が可能か。また、「各教科の指導法」の業績により申請する場合、本学開設の免許教科科目以外の「各教科の指導法」の業績で届出が可能か。

A

①ICT 事項科目の担当者の業績は、当該事項の業績があれば足りる。それがない場合は、自分の間、「教育の方法及び技術」又は「各教科の指導法」の活字業績で担当可能という趣旨。

②当該業績を有していれば、現在それに該当する授業科目を担当していなくても ICT 事項科目の担当となることは可能。また、各教科の指導法の業績で届出をする場合、教科は問わない。

▼教職実践演習担当教員に必要とされる業績等について（平成20年10月24日課程認定委員会決定）

1. 基本的な考え方

教職実践演習は教職に関する科目であることから、その担当教員に求められる業績等については、これまで教職に関する科目に求められてきた業績等と基本的には同様とする。

2. 教員審査の省略

教職に関する科目の専任教員、兼担教員又は兼任教員として課程認定審査を受け、認定を受けている場合には、教員審査を省略するものとする。

※ ただし、「総合演習」については、扱うテーマに対応した業績等を求めており、他の教職に関する科目と求められる業績等が異なることから、「総合演習」のみを担当していた兼担教員又は兼任教員については、教員審査を省略しないこととする。

3. 教科に関する科目の担当教員について

教科に関する科目の担当教員が教職実践演習の一部を担当する場合、教科の指導力に関する事項等その専門に応じた分野を担当しているのであれば、教科に関する科目に関連する業績等を有していればよいこととする（ただし、教職に関する科目の担当教員が中心となり授業を運営することが原則。）。

4. その他（一般的な事項）

授業において担当する内容に関連する著書、学術論文その他活字として発表されている研究業績を有していること（大学教員として教授できる資質を有していること）を必要とする。

※ 教育現場での教育実践を行ってきた者等で学術論文等が無い場合には、紀要、報告書、教育関係雑誌等における研究成果の発表等、活字として発表されている客観的な業績を

有していること（実践経験を理論として教授できる資質を有していること）を必要とする。

※ なお、ゲストスピーカー等であって授業の評価を行わない者については、教員審査の対象とはしないこととする。

「教職実践演習担当教員に必要とされる業績等について」に規定されている教員審査の省略についてですが、平成24年度までは教員審査の省略という制度がありましたが、平成25年度からは教職実践演習を含む全ての科目について教員審査の省略の制度がなくなりました。

◆文部科学省への質問と回答（教職実践演習・申請方法）（平成22年6月1日現在）（No.20）

Q 本学では、「教職に関する科目」の担当教員が授業の実施と評価を含めて全て担当する計画を立てております。教職科目と各教科の学力再確認および定期試験について教職科目と各教科に関する科目担当教員が事前に作成した試験問題と解答解説を用いて実施し、採点も「教職に関する科目」の担当教員が行う予定です。採点の結果、学力不足が確認された場合には、各教科に関する科目担当教員が授業外で当該学生に個別に課題を与えることになります。このように、教科に関する科目担当教員が教職実践演習の授業に直接参加せず採点も実施しない場合、授業や授業の評価を行っていないことで担当教員名には含めなくてもよいと判断してよろしいでしょうか。それとも、教科に関する科目担当教員も担当教員として教科に関する業績の審査を受ける必要があるでしょうか。

A 教職実践演習の授業を直接担当していないのであれば、教員審査の対象にはなりません。

◆文部科学省への質問と回答（教職実践演習・申請方法）（平成22年6月1日現在）（No.31）

Q 現職教員等を非常勤講師としてではなく、大学の教職課程の専任または兼担の教員が担当する授業の「授業内講師として招聘」することもよろしいのでしょうか。また、そのような授業内講師招聘の場合の講師は教員審査は必要ないとしてよろしいでしょうか。

A 授業の評価を行わず、単に講演等を行うのみであれば、教員審査の対象とはなりません。

◆平成25年度教職課程認定説明会（平26/3/19開催）資料 質問と回答

Q 教職概論などで、現職教員や教育委員会よりゲストスピーカーを招聘し、授業内的一部分を割いて講義を依頼する場合、ゲストスピーカーに関しても、履歴書、教育研究業績書の提出が必要か？

A 当該授業科目の担当教員と共に授業に参画する場合であり、学生の評価等を行わないゲストスピーカー（外部の者）であれば、特に教員審査は必要ないと解釈しているところです。

◆平成25年度教職課程認定説明会（平26/3/19開催）資料 質問と回答

Q 看護学実習における実習指導助手に関しては、教員扱いせず、履歴書、教育研究業績書の提出は不要という理解は正しいか？

A 御質問にある職員が助教ではなく、助手ということであれば、教員審査は必要ないと思われます。

ゲストティーチャーなどについて、どのような形で授業に参画するのかによりますが、当該授業科目の担当教員と共に授業に参画することとなっており、学生の評価等を行わず、実習器具の準備など担当教員の補助のみを行うのであれば、特に教員審査は必要ないと解釈しているところです。

それ以外の場合については、担当形態を「複数教員」として、教員として教員審査を受けることが必要です。

(7) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。

- ① 専ら当該課程を有する学科等（全学的に教職課程を実施する組織を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。）の教育研究に従事する者
- ② 当該学科等の教職課程の授業を担当する者
- ③ 当該学科等の教職課程の編成に参画する者
- ④ 当該学科等の学生の教職指導を担当する者

▼実地観察報告書より

- 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。教育学部の一部の教職課程について、専任教員数が不足しているように見受けられた。確認の上、速やかに是正するとともに、教職課程認定基準に定める必要専任教員を配置すること。
- 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならないこととなっている。しかし、幼稚園及び小学校の教職課程について、当該課程を有する学科等とは別の学科等に在籍する教員を専任教員として位置付けているように見受けられた。確認の上、速やかに是正するとともに、教職課程認定基準に定める必要専任教員を配置すること。
- 経済学部経済学科と同総合政策学科、商学部商学科と経営情報学科、外国語学部英米語学科と国際文化協力学科のそれぞれにおいて、専任教員が重複しているように見受けられた。学部所属の教員であっても教職課程認定上は認定単位ごとに振り分けて配置し、それにおいて必要専任教員数を充足させることが必要である。学科によっては教職課程認定基準に定める必要専任教員数を下回ることから、確認の上、速やかに是正すること。

教職専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければなりませんが、中高の教科に関する専門的事項に関する科目において、みなし専任教員を適用する場合や複合科目を担当する場合や、教育の基礎的理解に関する科目等や教科の指導法における共通開設科目の場合は、当該課程を有する学科等に籍を有さない教職専任教員を自学科等の専任教員として扱うことができます。

認定を受けようとする課程の教職専門科目を担当する教員であっても、所属する学科等において、当該科目が共通開設されていない場合は、教職専任教員として扱うことはできません。

◆再課程認定質問回答集（No.89）

Q 課程認定を受けていない学科に属する教員が、教育の基礎的理解に関する科目「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」や「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目を担当するに相応しい業績がある場合、課程認定を受けている学科の専任教員とすることができますか。

A 課程認定基準3（4）〈令和3年改正で（7）〉のとおり、専任教員は当該学科等に籍を有する者でなければならない。

教職課程をもたない学科等に所属している教職専任教員が他学科等において教職専門科目の担当をしたとしても、教職専門科目の教職専任教員にはなりえず、兼任教員となります。

また、中・高の教科に関する専門的事項に関する科目の「みなし専任教員」制度以外に他学科等の専任教員を自学科等の教職専任教員にみなして使用できるという制度はありません。

■「専任」「兼任」「兼任」の違いについて

教職専任教員の定義については、令和4年11月25日の改正前は、課程認定審査の確認事項3（1）に規定されていましたが、改正により認定基準3（7）に統合されました。

▼課程認定審査の確認事項（令和4年11月25日の改正前）

3 教員組織関係

- （1）基準3（4）に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科等に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。
- ① 当該学科等の教職課程の授業を担当
 - ② 当該学科等の教職課程の編成に参画
 - ③ 当該学科等の学生の教職指導を担当

◆再課程認定質問回答集（No.95）

Q 手引き（H30年度開設用）のQ&A No21においては、専任教員の定義のひとつとして「②当該学科等の教育課程の編成に参画すること」とある。教職課程認定審査の確認事項の3（1）②では、「当該学科等の教職課程の編成に参画」となっている。必ずしも学科全体の教育課

程の編成に参画しなければならないわけではなく、教職課程の編成に参画すればよい、との理解でよいか。

A 御質問のとおり、当該学科の「教職課程」の編成に参画していればよく、教育課程（卒業や修了要件）に参画することまでを求めるものではない。

◆再課程認定質問回答集（No.96）

Q 教職課程認定審査の確認事項の3「教員組織関係」（1）には、「基準3（4）〈令和3年改正で（7）〉に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科等に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。①当該学科等の教職課程の授業を担当、②当該学科等の教職課程の編成に参画、③当該学科等の学生の教職指導を担当」とある。本学では教員組織と教育組織に分かれており、それぞれの教員は、学部横断の教員組織に所属した上で、複数の教育組織の授業科目を担当している。このような場合、教職課程の学科等の「専任教員」となるためには、担当教員が①～③の事項を満たしていれば問題ないという解釈でよいか。

A 御質問のとおり。

次に兼担です。通常、「兼担」といえばA学科に籍を有するB教員がC学科の科目を担当するとき、C学科からみるとB教員は、「兼担」教員となります。つまり専任教員が所属する学部や学科以外の科目を担当するときに担当していただいている側からすると「兼担」ということになります。これは通常、どの大学でもそのような言い方だと思います。

ところが教職の場合、1人の専任教員が所属する学科の教科に関する専門的事項に関する科目と教職専門科目の両方を担当する場合（例：教職専門科目の「英語科教育法」と英語の教科に関する科目の「英語学概論」を担当する場合）、いずれかの科目を専任扱いすると一方は「兼担」扱いにしなければなりません。

教職専門科目の専任とすると、教科に関する専門的事項に関する科目のほうはたとえ自学科の専任教員であっても「兼担」教員となります。ここが理解を難しくしている点です。

なぜわかりにくいのかというと通常の教務事務においては「専任」「兼担」の区分は人を中心みていています（あの先生は××学科の先生）。ところが、教職の世界では科目を中心みていくというその違いがあるからだと思います（あの先生は××学科の教職専任、教科兼担）。

では同一学科の科目を担当する1人の専任教員をなぜ両方の専任扱いにできないのかというと認定基準3（10）において、専任教員は、「3（9）の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する専任教員として取り扱い」と規定されているからです。

同一学科等において1人の専任教員が教科に関する専門的事項に関する科目と教職専門科目の両方を担当される場合、どちらで専任教員扱いするかというのは申請学科の専任教員数の事情により判断されていることと思います。教職専門科目のほうは比較的人数がいて、教科に関する専門的事項に関する科目が認定基準ぎりぎりの人数の場合は、教科専任にしたり、また逆もあると思います。この部分の判断については大学判断になります。

最後に、兼任教員ですが、これは非常勤講師のことを指します。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.76）

Q 学科等にではなく、教職センターのような学内組織に所属する教員は、学科等の専任教員として含めてもよいか。

A 教職センターに所属している教員であっても、教職課程認定基準3（7）①～④を満たしていれば、学科等の教職専任教員として含めてもよい。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.83）

Q 教職課程認定上の授業科目を担当する特任教員（特任教授・特任准教授など）は、同課程上における教職専任教員とすることができますか。

A 教職専任教員の定義は、教職課程認定基準3（7）に規定しており、該当するかどうかを判断するに当たって特任教員などの学内における呼称に制限はない。

(8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。

ただし、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

複数キャンパスを有する大学においては教職専任教員数にも影響しますので確認が必要です。領域に関する専門的事項に関する科目、教科に関する専門的事項に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目については本規定は影響しません。後に掲載している質問回答集No.92の回答においてもその旨記載されています。

◆再課程認定質問回答集（No.54）

Q 複数の学科等において教職に関する科目を共通に開設できる場合の特例における「団地間の距離の考え方」について、3以上の団地で共通に開設する場合、主たる団地で必要専任教員数を満たしていればそこを中心とした50kmの円周の内側と考えて良いか。それとももっとも遠い団地間の距離が50km未満でなければならないか。

また、メディアを高度に利用して同時に授業を行いそれぞれの団地で専任教員とする場合、授業を開設する団地数に制限はあるか。

A

- 主たる団地から50kmの範囲内となる。
- 多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合における、授業を開設する団地数に制限はない。

質問文中に「教職に関する科目」とありますが、正確には「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」が該当する科目になります。

◆再課程認定質問回答集（No.90）

Q

- ①通学課程における50km以上離れたサテライトキャンパスは、“団地”として位置づけ、「指導法に関する科目等」を開設し、専任教員を配置するということでおいか。
- ②その場合、大学設置基準第25条第2項により多様なメディアを高度に利用して授業を行っているので、専任教員数は、一の団地の半数以上ということでおいか。
- ③「指導法に関する科目等」とは、現行法における「教職に関する科目」と同じという理解でよい。
- ④「領域・教科に関する専門的事項」の団地に関する申請手続きは、必要ないのか。

A

- ①～③御質問のとおり。
- ④専任教員を配置している各団地ごとに「指導法に関する科目等」(現「教職に関する科目」)の新旧対照表を作成する。また、「教科に関する専門的事項」の団地に関する申請手続は不要。

質問文中に「指導法に関する科目等」とありますが、正確には「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」が該当する科目になります。このQ&Aが示された時にはまだ認定基準が案の状況であったため、旧教職に関する科目のことを「指導法に関する科目等」と表現されていました。

◆再課程認定質問回答集（No.91）

Q

質問①

「…団地間の距離が50kmを超える場合は…」とあるが、50kmの測定方法についてご教示いただきたい。

質問②

1年次は共通の団地で学び、特定の学科については2年次以降は50km以上離れた団地に移動する教育体制となっている場合、当該学科については、仮に1年次に「指導法に関する

科目等」をすべて履修できる体制とすれば、50kmを超えた団地に「指導法に関する科目等」を開設する必要はないのか、ご教示いただきたい。

A

- ①キャンパス間の直線距離が50kmを超える場合と解される。
- ②御質問のとおりだが、教育実習及び教職実践演習があるため、「指導法に関する科目等」（現「教職に関する科目」）を1年次のみで全て修得することは実際においてはほぼ不可能であると解される。

◆再課程認定質問回答集（No.92）

Q この度の教職課程認定基準の改正で団地間の距離が50kmを超える場合は、「指導法に関する科目等」については団地ごとに専任教員の配置が必要な旨明記された。しかしながら、それ以外の科目（「教科に関する専門的事項」、「領域に関する専門的事項」、「特別支援教育に関する科目」、「養護に関する科目」）については規定されていないため、「指導法に関する科目等」以外の科目については、団地ごとではなく、学則で入学定員が定められた「学科等」の単位で教職課程認定基準に規定する必要専任教員数を満たせばよいという理解でよいか。

A 団地間の距離が50kmが超える場合において、団地ごとに専任教員の配置が必要なのは「指導法に関する科目等」（現「教職に関する科目」）であるため、御質問のとおり、それ以外の「養護に関する科目」や「教科に関する専門的事項」は団地ごとに専任教員を配置することは必須ではない。

(9) 以下に掲げる科目のそれぞれの教職専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。

- ① 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項」という。）
- ② 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項」という。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目

▼実地観察報告書より

- 教育福祉学科こども学専攻の幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の課程において、「教科に関する科目」を担当する専任の教授が1名不足していることから、教職課

程認定基準を満たすように改めること。

- 教科に関する科目を担当する専任について、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を下回っている課程や、必ず1名以上置くこととしている専任「教授」が置かれていない課程があることから、それら課程については、早急に基準を満たすよう改善すること。

必要最低教職専任教員数は規定の人数に加え、そのうち1名は教授でなければならないことを忘れないようにしなければなりません。

また、1名の教職専任教員は、①から⑤のいずれか1つにおいてのみ教職専任教員となることができます。たとえば、教科に関する専門的事項に関する科目の教職専任教員として扱った場合、その教員は、各教科の指導法の教職専任教員として扱うことはできません。この場合、各教科の指導法については兼担教員となります。

(10) 教職専任教員は、3 (9) の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する教職専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要教職専任教員数は、この基準に定める。

短期大学の専攻科における必要教職専任教員数は、短期大学の学科等の教職専任教員とは別に、この基準に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。

▼実地視察報告書より

- 専任教員は、教科に関する科目と教職に関する科目々々に同一教員を含めることはできないため、確認の上、速やかに是正するとともに、教職課程認定基準に定める必要専任教員を配置すること。
- 教職課程認定基準において、専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱うこととされているが、両方の科目で専任教員として位置付けられている教員がいるように見受けられた。確認の上、適正な配置を行うこと。

認定基準3 (9)において①から⑤に掲げる科目において、それぞれ教職専任教員のうち1名は教授でなければならないと規定されています。

例えば、教科に関する専門的事項に関する科目の教職専任教員に必置の教授1名が認定年度に着任せす、2年目から着任するというケースであれば、教職課程の責任体制が取りえないということで認定不可となりますので注意が必要です。

認定基準3 (9) の①から⑤に掲げる科目群において1年目から教授がいるというのが教職課程を運営する前提となります。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.77）

Q 申請学科等の教職専任教員であれば、「教科に関する専門的事項」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」などの両方の教職専任教員として扱ってもよいのか。

A できない。教職課程認定基準において、教職専任教員は、「教科（領域）に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱うことと規定されており、いずれか一つの科目においてのみ教職専任教員として扱うことが可能となっている。このため、例えば申請学科に所属する教職専任教員であっても、「教育の基礎的理解に関する科目等」などの教職専任教員としてカウントした場合には、当該教員は、当該学科の「教科に関する専門的事項」の教職専任教員としてカウントすることはできず、「教科に関する専門的事項」も担当する場合には、兼任教員として整理することになる。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A（No.83）

Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（たとえば、数学と工業）、ある1人の教職専任教員が、数学の授業科目と工業の授業科目の両方の授業科目を担当することになった場合、両方の教職課程において教職専任教員として必要教職専任教員数に含めることができるか。

A できない。教職課程認定基準において、教職専任教員は、「教科に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」など、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱うことと規定されているが、ここでいう「教科に関する専門的事項」については、『免許教科ごとの「教科に関する専門的事項」』という意味も含まれている。

このため、共通に開設することが認められていない教科の「教科に関する専門的事項」の担当教員を両方の教職専任教員として取り扱うことはできず、どちらか一方の課程の教職専任教員とし、もう一方の課程については教職課程認定上の「兼任教員」として取り扱うこととなる。

異なる2つの教科に関する専門的事項に関する科目を1名の教職専任教員が担当する場合、共通開設が認められる教科をのぞいて、いずれか1つの教科においてしか教職専任教員として扱うことはできません。事例のように数学と工業については認定基準に両方の教科の教職専任教員として扱うことができるという規定がないため、両方の教職専任教員として扱うことができないという回答になります。